

# 桂川町第4期高齢者福祉計画

～ともに支え合い 安心して いきいきと 暮らせるまち～



平成21年3月

桂川町

## はじめに

わが国の 65 歳以上の人口比率は既に 5 人に 1 人以上となっており、今後、昭和 22 年から昭和 24 年生まれのいわゆる「団塊の世代」が高齢者人口に加わる平成 27 年には、世界でも例をみない「超高齢社会」の到来が確実視されています。

このようななか、高齢期を健康に過ごすことは重要であり、平成 18 年度から改正された介護保険制度におきましても、介護予防等のためのしくみづくりが大きな柱の一つとなっております。



桂川町においては、これまでも町民の参画による健康づくり活動を行うなど、生涯を通じた健康づくりに取り組んできましたが、今後は高齢期に入る前から、健康に関する高い意識を持つことや、継続して健康づくりを行っていくことで、将来的には支援や介護の必要な高齢者を減少させ、健康でいきいきと暮らすことができる高齢期へつながるように努力していかなければなりません。

そのためには、地域の主体的な活動や、そのための人づくり、地域づくりを推進していくことも必要不可欠であることから、町民の皆様との協働により、これらの施策についても積極的に取り組んで参りたいと考えております。

本計画を推進することにより、高齢期を健康でいきいきと暮らせるまちづくりをめざして参りますので、町民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画策定にあたりご尽力賜りました「桂川町高齢者福祉計画策定委員会」の委員の皆様、並びに関係各位に心から厚くお礼を申し上げます。

平成 21 年 3 月

桂川町長 **井上 利一**



|                           |           |
|---------------------------|-----------|
| <b>第1章 計画の策定にあたって</b>     | <b>1</b>  |
| 1 計画策定の背景と趣旨              | 2         |
| 2 計画の位置づけ                 | 3         |
| 3 計画の期間                   | 4         |
| 4 計画策定の体制                 | 5         |
| <b>第2章 桂川町の高齢者を取り巻く現状</b> | <b>7</b>  |
| 1 高齢者の状況                  | 8         |
| 2 要介護（支援）認定者の状況           | 11        |
| 3 実態調査結果からみえる現状           | 13        |
| 4 介護保険サービス事業量の見込み         | 21        |
| <b>第3章 計画の将来的な枠組み</b>     | <b>33</b> |
| 1 基本理念                    | 34        |
| 2 事業の体系                   | 35        |
| <b>第4章 高齢者福祉サービス</b>      | <b>37</b> |
| 1 基盤整備                    | 38        |
| 2 地域生活の支援                 | 40        |
| 3 安心・安全の暮らしづくり            | 45        |
| 4 健康・生きがいづくり              | 46        |
| <b>第5章 地域支援事業</b>         | <b>49</b> |
| 1 介護予防事業                  | 50        |
| 2 包括的支援事業                 | 53        |
| 3 任意事業                    | 55        |

|                          |           |
|--------------------------|-----------|
| <b>第6章 計画の推進体制 .....</b> | <b>57</b> |
| 1 推進体制の整備 .....          | 58        |
| 2 高齢者福祉サービス等の質の向上 .....  | 59        |
| 3 計画推進に向けた役割分担 .....     | 60        |
| 4 計画の進行管理と評価 .....       | 61        |
| 5 計画の周知 .....            | 61        |
| <b>資料編 .....</b>         | <b>63</b> |



# 第 1 章 計画の策定にあたって

---

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画策定の体制

## 1 計画策定の背景と趣旨

わが国は、世界でも例のないペースで高齢化が進んでおり、総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は年々増加し続けています。昭和 60（1985）年に 10.3%、平成 16（2004）年に 19.5%であったものが、平成 26（2014）年には国民の4人に1人、さらに 21 世紀半ばには3人に1人が高齢者となる超高齢社会が到来すると予測されています。

こうした急激な人口構造の変化を背景に、介護サービスを社会全体で支える介護保険制度が平成 12 年4月から開始されました。桂川町における介護保険事業は、福岡県介護保険広域連合を保険者として広域的な運営を図っています。

このような状況のなかで、要介護状態に陥ることを未然に防ぐという観点から、地域における高齢者の介護予防に対する取り組みをはじめ、健康づくり・生きがいづくりなどが一層重要となり、それに伴う桂川町の高齢者福祉施策の役割も増すこととなりました。

そのため、桂川町においては、平成 18 年3月に『活力あふれる健康と福祉のまちづくりプラン～桂川町高齢者保健福祉計画～』を策定し、福祉・保健サービスの推進や介護保険事業の円滑な実施・運営に取り組んでいるところです。

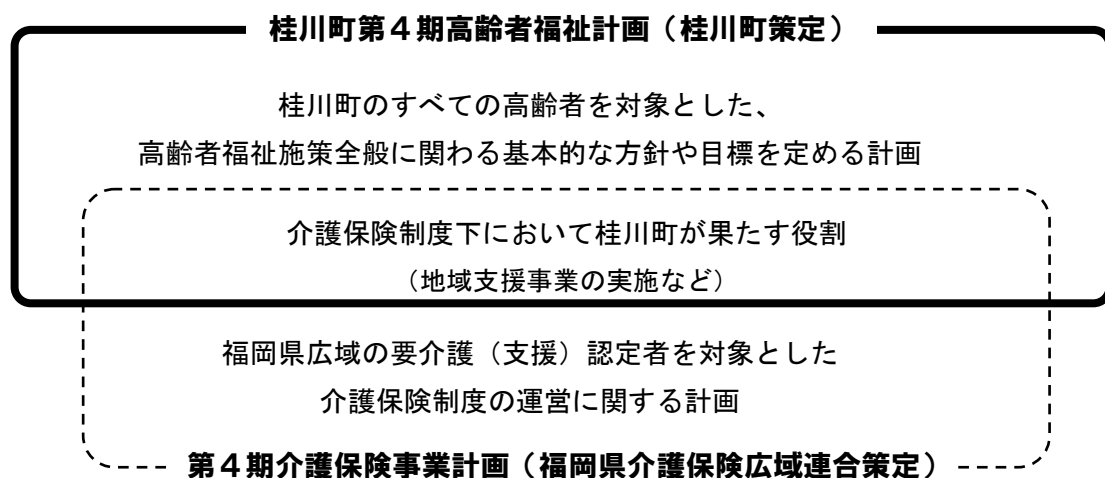
また、医療構造改革に伴い、平成 20 年4月には「老人保健法」が廃止され、老人保健事業については、医療保険者が実施する健診・保健指導と健康増進法に基づき実施される事業に再編される制度改正が行われました。国においては、今後ますます増加する介護保険のニーズに対して、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保とあわせて、介護予防に重点を置いた地域支援事業に関する取り組みをより一層推進することが必要であるとしています。

本計画は、福岡県介護保険広域連合が策定する第4期介護保険事業計画とあわせて、新たな地域課題や役割を踏まえ、これまで推進してきた地域支援事業及び高齢者福祉サービスの取り組みの見直しを行い、桂川町における高齢者福祉施策を総合的に進めていくための計画として策定しました。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「老人福祉計画」であり、福岡県介護保険広域連合が介護保険法第 117 条に基づいて策定する「介護保険事業計画」と密接な関係を持つものです。介護保険の給付対象及び給付対象外の老人福祉事業を含めた、地域における高齢者福祉施策全般に係る計画として位置づけられます。

＜計画の位置づけ（高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係）＞



### 関係法令

#### ＜老人福祉法＞

（市町村老人福祉計画）

第 20 条の 8 市町村は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

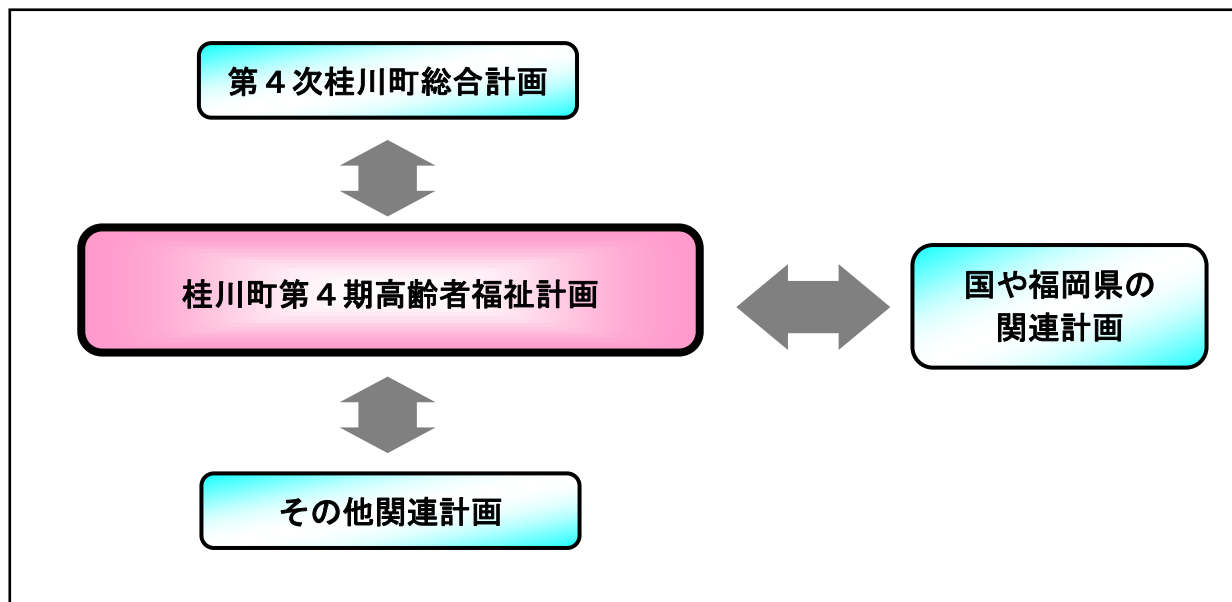
#### ＜介護保険法＞

（市町村介護保険事業計画）

第 117 条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。



また、『桂川町第4期高齢者福祉計画』は、国及び福岡県の関連計画を踏まえ、『第4次桂川町総合計画』を上位計画として、その他の関連計画との整合性・連携を図る必要があります。



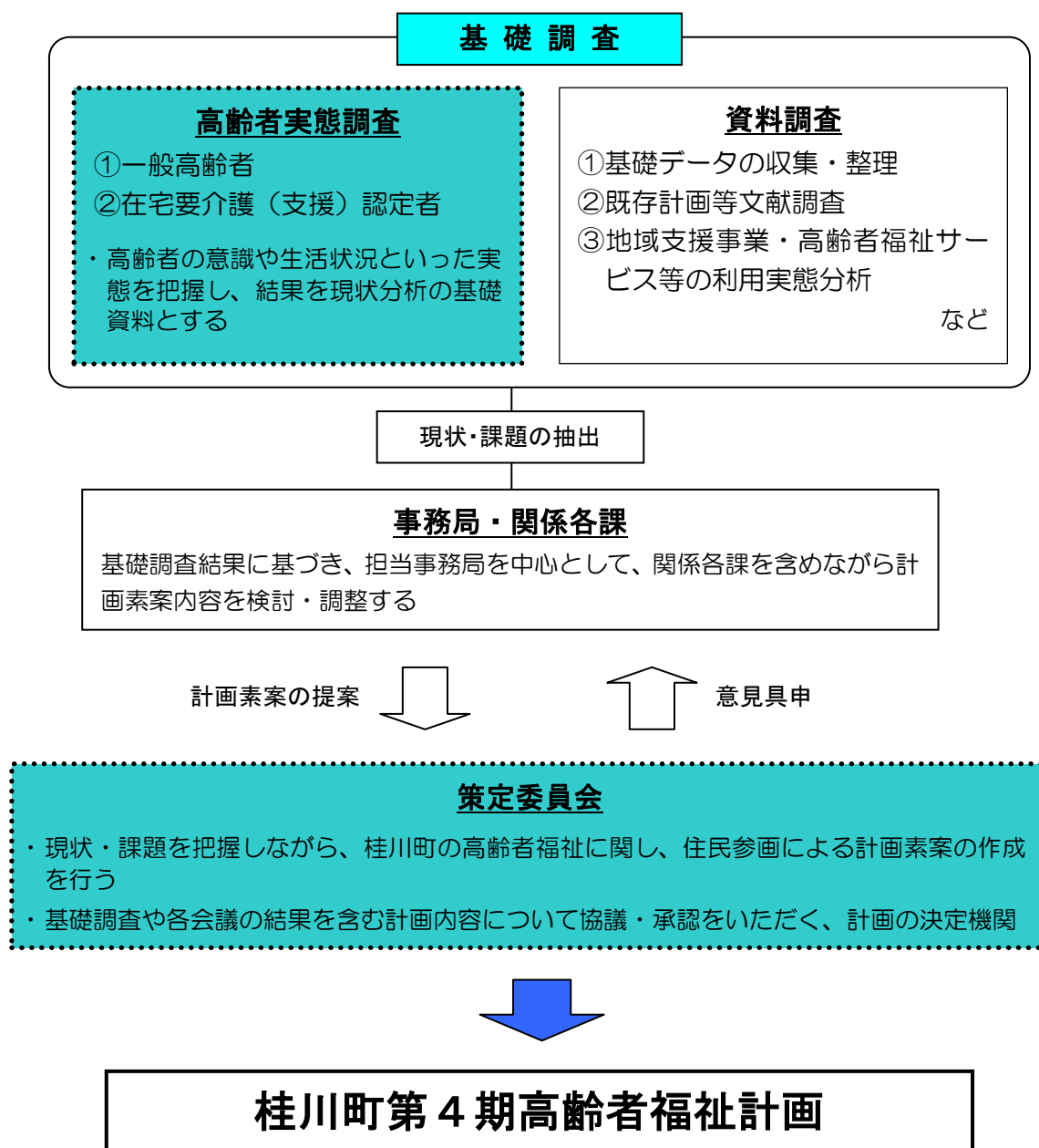
### 3 計画の期間

介護保険事業計画は、実態の正確度を確保するために「3年を1期」と定められています。同計画との整合を図りながら策定する本計画については、平成21年度から平成23年度までの3か年計画として策定しました。

| 平成<br>18年度 | 平成<br>19年度 | 平成<br>20年度 | 平成<br>21年度 | 平成<br>22年度 | 平成<br>23年度 | 平成<br>24年度 | 平成<br>25年度 | 平成<br>26年度 |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 前計画        |            |            |            |            |            |            |            |            |
|            |            | 見直し        | 本計画        |            |            |            |            |            |
|            |            |            |            |            | 見直し        | 次期計画       |            |            |

## 4 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、町民の代表者や社会福祉及び保健医療関係者等で構成される「桂川町高齢者福祉計画策定委員会」の開催とともに、「高齢者実態調査」の実施によって、関係者や町民からの意見を反映しました。



※  は、住民参加による策定プロセス



## 第 2 章 桂川町の高齢者を取り巻く現状

---

- 1 高齢者の状況
- 2 要介護（支援）認定者の状況
- 3 実態調査結果からみえる現状
- 4 介護保険サービス事業量の見込み

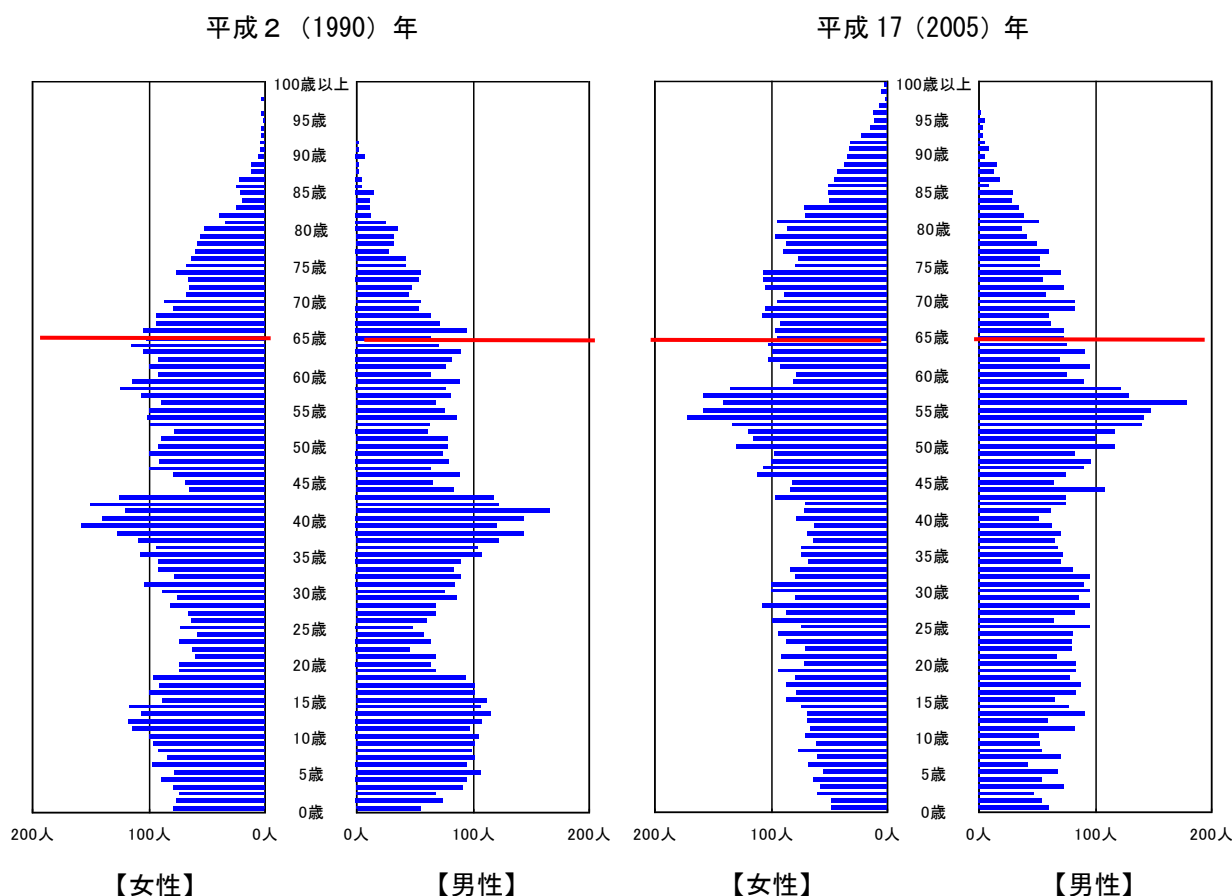
# 1 高齢者の状況

## (1) 人口構成の推移

平成2年と平成17年における年齢別人口構成をみると、子どもの人口は急激に減少し、65歳以上の高齢者が増加していることがうかがえます。

また、平成17年時点における55歳前後を中心とした年齢層（昭和22年～24年の第一次ベビーブームに生まれた、いわゆる団塊の世代）が一つの大きな山を形成しており、他の年齢人口層に比べ、顕著に多いことがわかります。この年齢層が高齢者（65歳以上）となる平成27年（2015年）頃には、さらなる高齢化が進行するものと予測されます。

<年齢別人口構成>



資料：国勢調査

## （２）年齢３区分別人口構成の推移

桂川町の総人口は平成16年から平成20年にかけて減少しており、平成16年の15,069人から平成20年の14,495人と、4年間で574人減っています。

年齢３区分別の人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少が続くなか、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、平成16年からの4年間で3,391人から3,502人と111人増えており、その内訳をみると特に75歳以上の後期高齢者人口が大きく伸びています。また、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）も22.5%から24.2%に上昇しています。

このように、桂川町では少子高齢化が進んでおり、今後もその進行が予測されます。

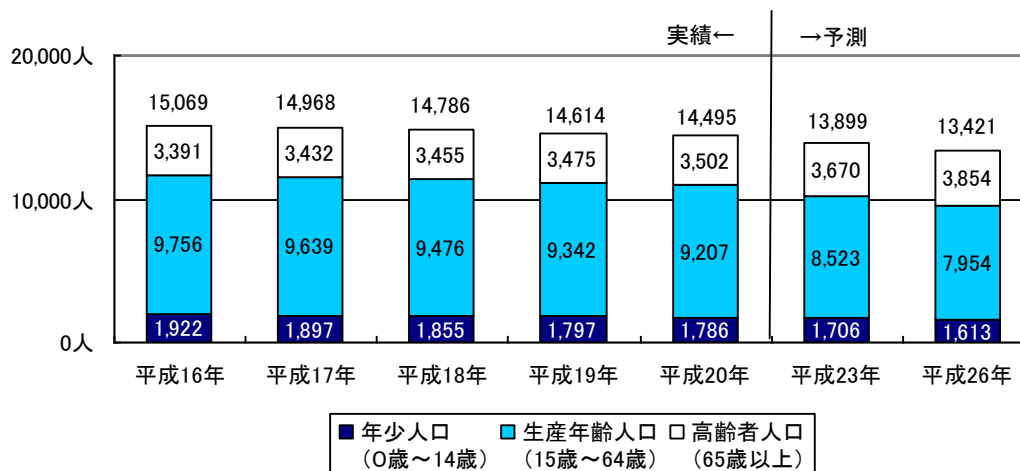
＜年齢３区分別人口構成の推移＞

|                | 実績 ←   |        |        |        |        | → 予測   |        | 単位：人 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|
|                | 平成16年  | 平成17年  | 平成18年  | 平成19年  | 平成20年  | 平成23年  | 平成26年  |      |
| 総人口            | 15,069 | 14,968 | 14,786 | 14,614 | 14,495 | 13,899 | 13,421 |      |
|                | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |      |
| 年少人口（0～14歳）    | 1,922  | 1,897  | 1,855  | 1,797  | 1,786  | 1,706  | 1,613  |      |
|                | 12.8%  | 12.7%  | 12.5%  | 12.3%  | 12.3%  | 12.3%  | 12.0%  |      |
| 生産年齢人口（15～64歳） | 9,756  | 9,639  | 9,476  | 9,342  | 9,207  | 8,523  | 7,954  |      |
|                | 64.7%  | 64.4%  | 64.1%  | 63.9%  | 63.5%  | 61.3%  | 59.3%  |      |
| 高齢者人口（65歳以上）   | 3,391  | 3,432  | 3,455  | 3,475  | 3,502  | 3,670  | 3,854  |      |
|                | 22.5%  | 22.9%  | 23.4%  | 23.8%  | 24.2%  | 26.4%  | 28.7%  |      |
| 前期高齢者（65歳～74歳） | 1,683  | 1,693  | 1,680  | 1,660  | 1,641  | 1,757  | 1,925  |      |
|                | 11.2%  | 11.3%  | 11.4%  | 11.4%  | 11.3%  | 12.6%  | 14.3%  |      |
| 後期高齢者（75歳以上）   | 1,708  | 1,739  | 1,775  | 1,815  | 1,861  | 1,913  | 1,929  |      |
|                | 11.3%  | 11.6%  | 12.0%  | 12.4%  | 12.8%  | 13.8%  | 14.4%  |      |

資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

※平成23・26年（推計値）は、平成16～20年の住民基本台帳をもとに「コーホート変化率法」を用いて算出

＜人口構成の推移＞

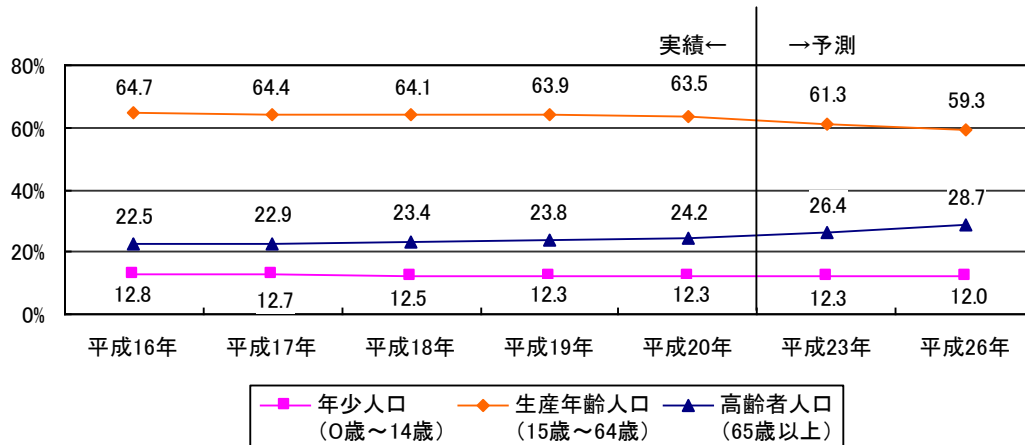


資料：住民基本台帳（9月末現在）

※平成23・26年（推計値）は、平成16～20年の住民基本台帳をもとに「コーホート変化率法」を用いて算出

年齢3区分別人口構成比の推移をみると、平成16年では高齢者人口割合が年少人口割合を9.7ポイント上回っていましたが、平成20年ではその差は11.9ポイントまで拡大し、少子高齢化が進行しています。

＜年齢3区分別人口構成比の推移＞



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

※平成23・26年（推計値）は、平成16～20年の住民基本台帳をもとに「コーホート変化率法」を用いて算出

### （3）高齢者世帯の推移

桂川町の一般世帯総数は平成20年では6,014世帯となっており、そのうち65歳以上の高齢者のいる世帯は2,552世帯となっています。

平成16年から平成20年までの65歳以上の高齢者のいる世帯の推移をみると、4年間で約120世帯増加しており、その内訳をみると、特にひとり暮らしの世帯の増加が顕著です。

＜世帯構成の推移＞

単位：世帯

|                | 平成16年     | 平成17年  | 平成18年  | 平成19年  | 平成20年  |
|----------------|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 一般世帯総数         | 5,886     | 5,940  | 5,984  | 5,986  | 6,014  |
| 65歳以上の高齢者のいる世帯 | 2,431     | 2,426  | 2,423  | 2,506  | 2,552  |
|                | 100.0%    | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
|                | ひとり暮らしの世帯 | 593    | 615    | 623    | 663    |
|                |           | 24.4%  | 25.4%  | 25.7%  | 26.5%  |
|                | 高齢者夫婦世帯   | 459    | 457    | 445    | 464    |
|                |           | 18.9%  | 18.8%  | 18.4%  | 18.5%  |
| その他の世帯         | 1,379     | 1,354  | 1,355  | 1,379  | 1,400  |
|                | 56.7%     | 55.8%  | 55.9%  | 55.0%  | 54.9%  |

資料：民生児童委員による実態調査（一般世帯総数は住民基本台帳）

## 2 要介護（支援）認定者の状況

### （１）要介護（支援）認定者数の推移

要介護（支援）認定者の推移をみると、平成 15 年から平成 20 年にかけて各要介護度において増減がみられます。

要支援（要支援 1）～要介護 1 の軽度者の割合が、平成 15 年の 52.0%から平成 20 年の 52.9%と増加しているのに対し、要介護 2～5 の中重度者の割合は平成 15 年の 48.0%から平成 20 年の 47.1%と減少しています。

#### <要介護（支援）認定者数の推移>

単位：人

|            | 平成 15 年 | 平成 16 年 | 平成 17 年 | 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 要支援（要支援 1） | 131     | 166     | 181     | 91      | 131     | 138     |
| 構成比        | 17.8%   | 20.3%   | 21.0%   | 10.3%   | 15.7%   | 16.7%   |
| 要介護 1      | 252     | 302     | 320     | 396     | 320     | 299     |
| 構成比        | 34.2%   | 36.9%   | 37.1%   | 44.6%   | 38.2%   | 36.2%   |
| （要支援 2）    | －       | －       | －       | 61      | 107     | 100     |
| 構成比        | －       | －       | －       | 6.9%    | 12.8%   | 12.1%   |
| （経過的要介護）   | －       | －       | －       | 81      | －       | －       |
| 構成比        | －       | －       | －       | 9.1%    | －       | －       |
| （要介護 1）    | －       | －       | －       | 254     | 213     | 199     |
| 構成比        | －       | －       | －       | 28.6%   | 25.4%   | 24.1%   |
| 軽度者計       | 383     | 468     | 501     | 487     | 451     | 437     |
| 構成比        | 52.0%   | 57.1%   | 58.1%   | 54.9%   | 53.9%   | 52.9%   |
| 要介護 2      | 111     | 106     | 100     | 128     | 108     | 112     |
| 構成比        | 15.1%   | 12.9%   | 11.6%   | 14.4%   | 12.9%   | 13.6%   |
| 要介護 3      | 107     | 85      | 101     | 110     | 106     | 112     |
| 構成比        | 14.5%   | 10.4%   | 11.7%   | 12.4%   | 12.7%   | 13.6%   |
| 要介護 4      | 78      | 95      | 89      | 90      | 100     | 89      |
| 構成比        | 10.6%   | 11.6%   | 10.3%   | 10.1%   | 11.9%   | 10.8%   |
| 要介護 5      | 58      | 65      | 71      | 72      | 72      | 76      |
| 構成比        | 7.9%    | 7.9%    | 8.2%    | 8.1%    | 8.6%    | 9.2%    |
| 中重度者計      | 354     | 351     | 361     | 400     | 386     | 389     |
| 構成比        | 48.0%   | 42.9%   | 41.9%   | 45.1%   | 46.1%   | 47.1%   |
| 合 計        | 737     | 819     | 862     | 887     | 837     | 826     |

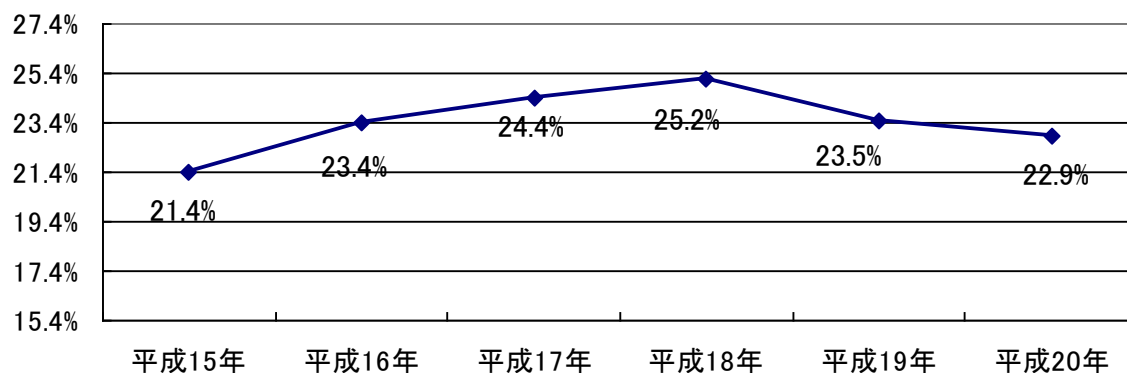
資料：福岡県介護保険広域連合（各年 9 月末現在）



## （２）要介護認定率の推移

要介護認定率（第１号被保険者数に占める要介護（支援）認定者数の割合）の推移をみると、平成１５年から平成１８年にかけて上昇していますが、それ以降は減少傾向にあり、平成２０年では２２.９％となっています。

＜要介護認定率の推移＞



資料：福岡県介護保険広域連合（各年９月末現在）



### 3 実態調査結果からみえる現状

#### (1) 調査の目的

本調査は、「桂川町第4期高齢者福祉計画」の策定にあたり、町内にお住まいの高齢者や要介護（支援）認定者等の介護や福祉に関する生活状況や意識といった実態を把握し、その結果を現状分析・計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

#### (2) 調査の実施概要

○調査実施時期…平成20年11月

○調査対象者…一般高齢者500人（無作為抽出）

在宅要介護（支援）認定者200人（無作為抽出）

○調査方法…郵送配布・郵送回収、本人記入方式

○配布数及び回収状況等

|       | 配布数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|-------|-----|-------|-------|
| 一般高齢者 | 500 | 292   | 58.4% |
| 在宅認定者 | 200 | 101   | 50.5% |
| 計     | 700 | 393   | 56.1% |

※回答結果は、小数第2位を四捨五入して、それぞれの割合を示しているため、単数回答であっても合計値が100.0%にならない場合があります。また、複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対するそれぞれの割合を示しているため、合計が100.0%を超える場合があります。

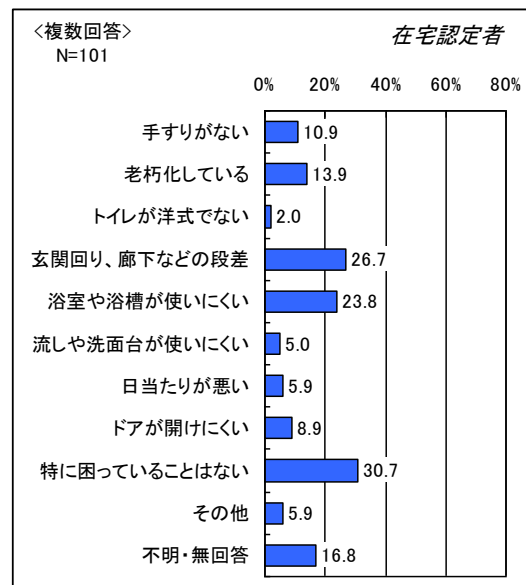
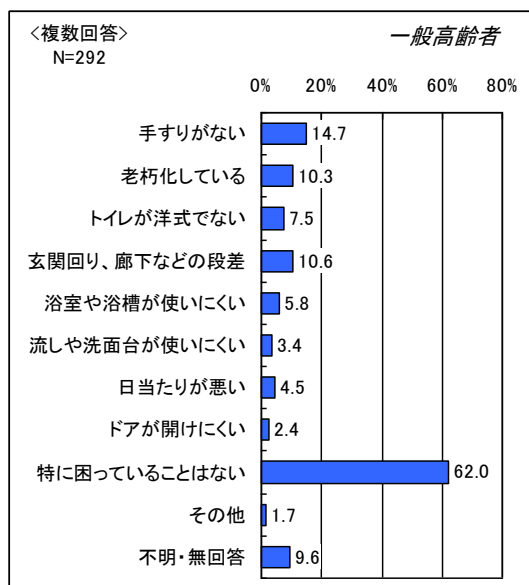
※図表中の「不明・無回答」とは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難な回答です。

※図表中の「サンプル数（N）」は、有効標本数（集計対象者総数）、あるいは分類別の該当対象者数を示しています。

### (3) 調査結果

#### ①日常生活の状況について

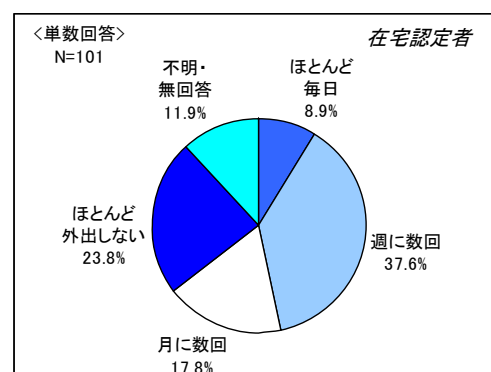
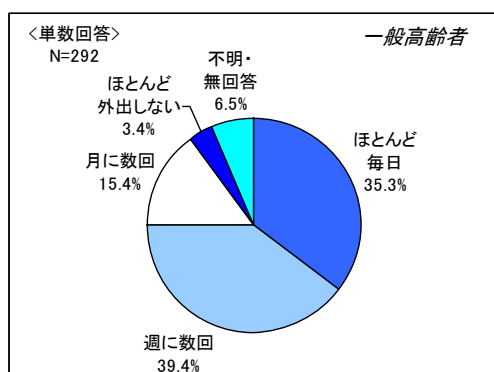
##### ■現在の住まいで困っていること



一般高齢者では、「特に困っていることはない」が62.0%で最も高いものの、それ以外では、困っていることとして「手すりがない」や「玄関回り、廊下などの段差」をあげる回答者が多くなっています。

在宅認定者では、「特に困っていることはない」が30.7%で最も高くなっているものの、次いで「玄関回り、廊下などの段差」や「浴室や浴槽が使いにくい」をあげる回答者が多くなっています。

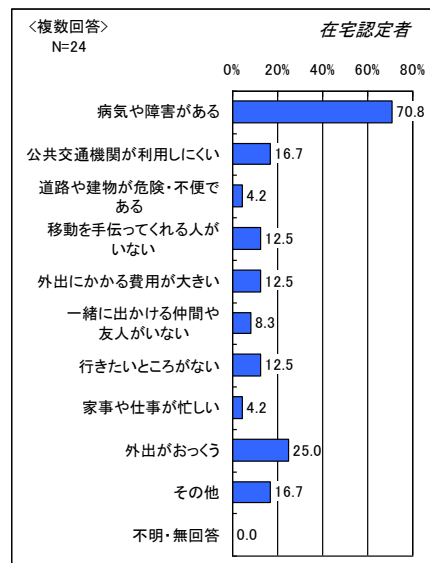
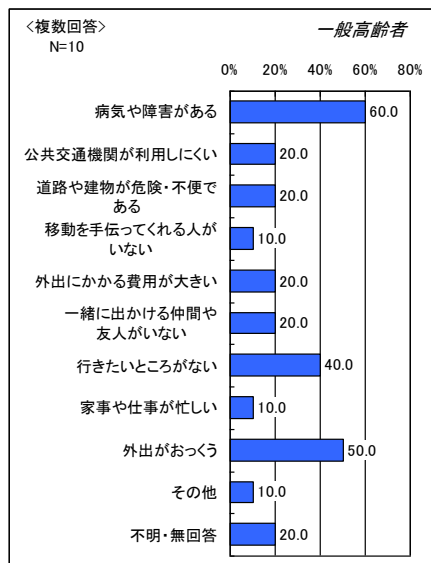
##### ■普段の外出頻度



一般高齢者では、「週に数回」が39.4%で最も高く、次いで「ほとんど毎日」が35.3%、「月に数回」が15.4%となっています。「ほとんど外出しない」は3.4%にとどまっており、9割以上の回答者に外出の習慣がある結果となっています。

在宅認定者では、「週に数回」が37.6%で最も高く、次いで「ほとんど外出しない」が23.8%、「月に数回」が17.8%となっています。「ほとんど毎日」は8.9%にとどまっており、一般高齢者に比べて外出の習慣がない人が多いことがうかがえます。

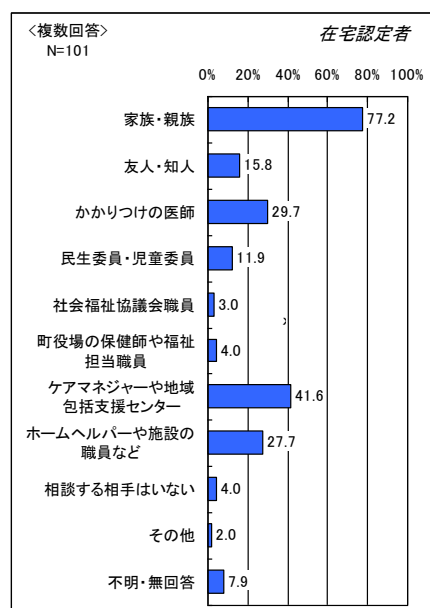
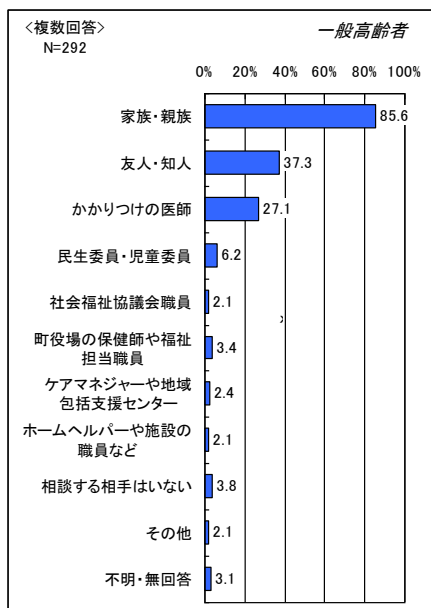
## ■外出しない理由



一般高齢者では、「病気や障害がある」が60.0%で最も高く、次いで「外出がおっくう」が50.0%、「行きたいところがない」が40.0%となっています。

在宅認定者では、「病気や障害がある」70.8%で最も高く、次いで「外出がおっくう」が25.0%、「公共交通機関が利用しにくい」が16.7%となっています。

## ■不安や悩みの相談先

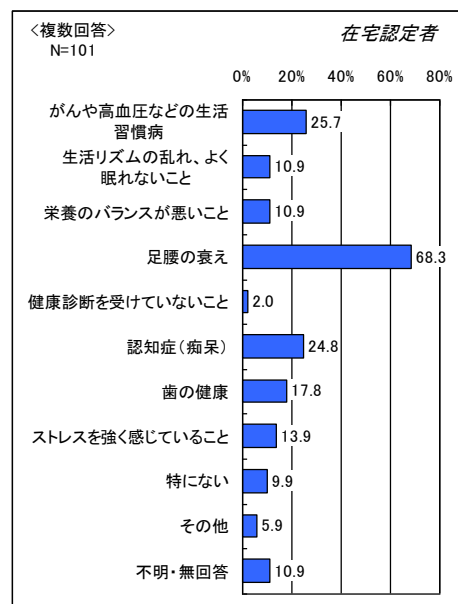
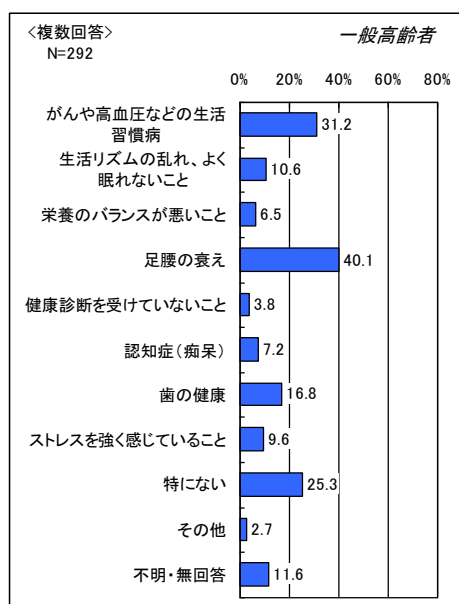


一般高齢者では、「家族・親族」が85.6%で最も高く、次いで「友人・知人」が37.3%、「かかりつけの医師」が27.1%となっています。「町役場の保健師や福祉担当職員」が3.4%、「ケアマネジャーや地域包括支援センター」が2.4%と、公的機関等を利用する回答者は少ない結果となっています。また、「相談する相手はいない」との回答も3.8%みられます。

在宅認定者では、「家族・親族」が77.2%で最も高く、次いで「ケアマネジャーや地域包括支援センター」が41.6%、「かかりつけの医師」が29.7%となっています。また、「相談する相手はいない」との回答も4.0%みられます。

## ②健康の状況について

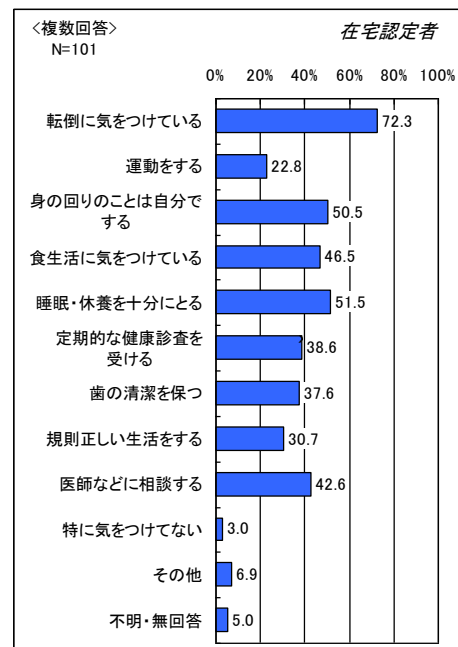
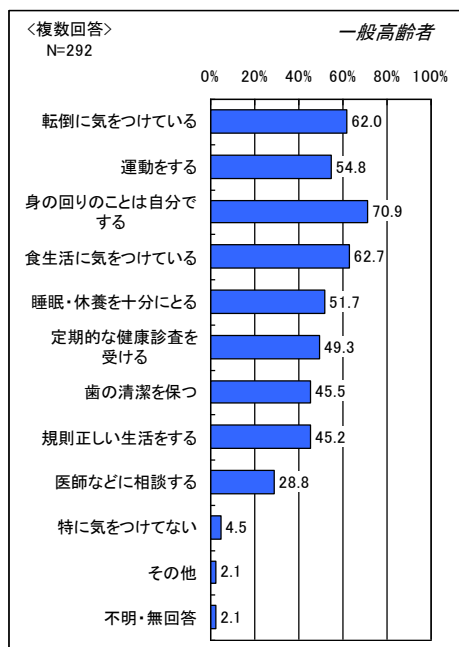
### ■健康について不安なこと



一般高齢者では、「足腰の衰え」が40.1%と最も高く、次いで「がんや高血圧などの生活習慣病」が31.2%、「特にない」が25.3%となっています。

在宅認定者では、「足腰の衰え」が68.3%と最も高く、次いで「がんや高血圧などの生活習慣病」が25.7%、「認知症（痴呆）」が24.8%となっています。

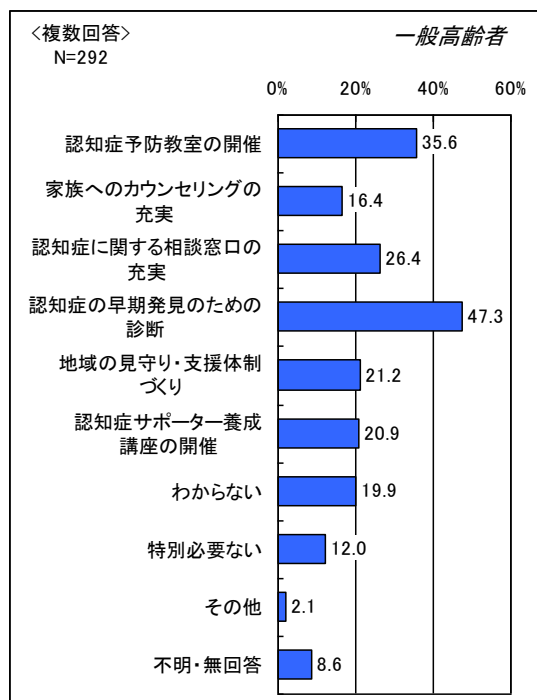
### ■健康状態が悪くならないように気をつけていること



一般高齢者では、「身の回りのことは自分でする」が70.9%と最も高く、次いで「食生活に気をつけている」が62.7%、「転倒に気をつけている」が62.0%となっています。

在宅認定者では、「転倒に気をつけている」が72.3%と最も高く、次いで「睡眠・休養を十分にとる」が51.5%、「身の回りのことは自分でする」が50.5%となっています。

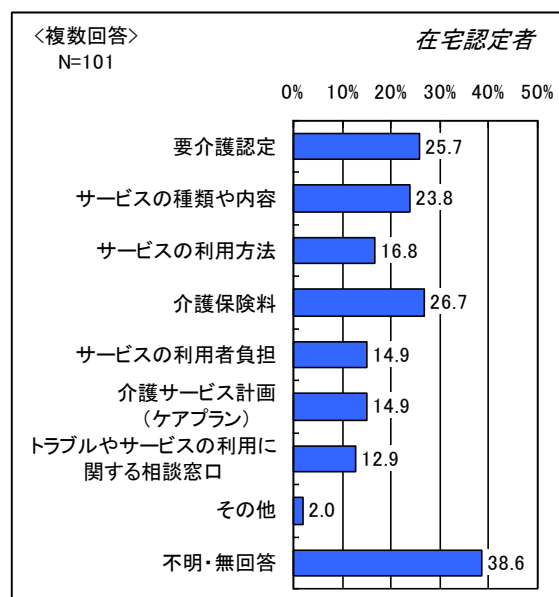
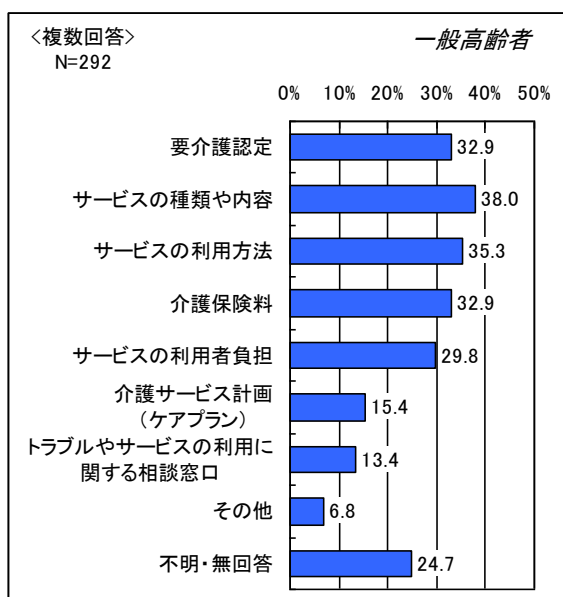
## ■認知症対策として必要なこと



「認知症の早期発見のための診断」が47.3%と最も高く、次いで「認知症予防教室の開催」が35.6%、「認知症に関する相談窓口の充実」が26.4%となっています。

## ③介護や介護予防について

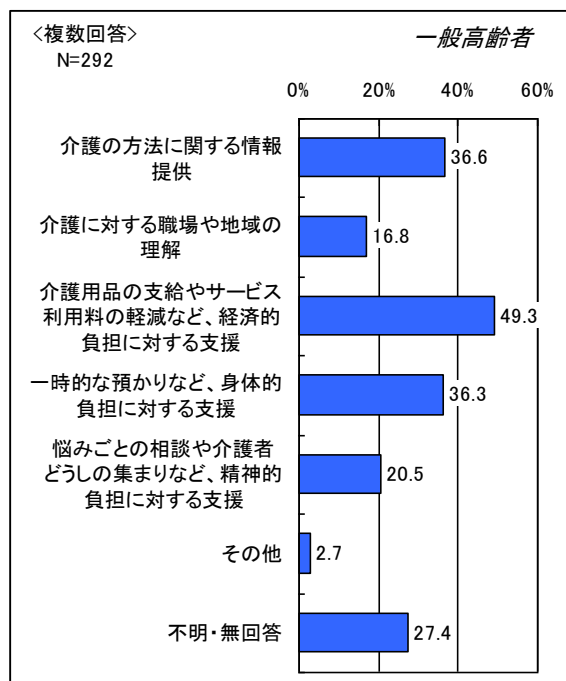
### ■介護保険制度についてよくわからないこと



一般高齢者では、「サービスの種類や内容」が38.0%と最も高く、次いで「サービスの利用方法」が35.3%、「要介護認定」「介護保険料」が32.9%となっています。

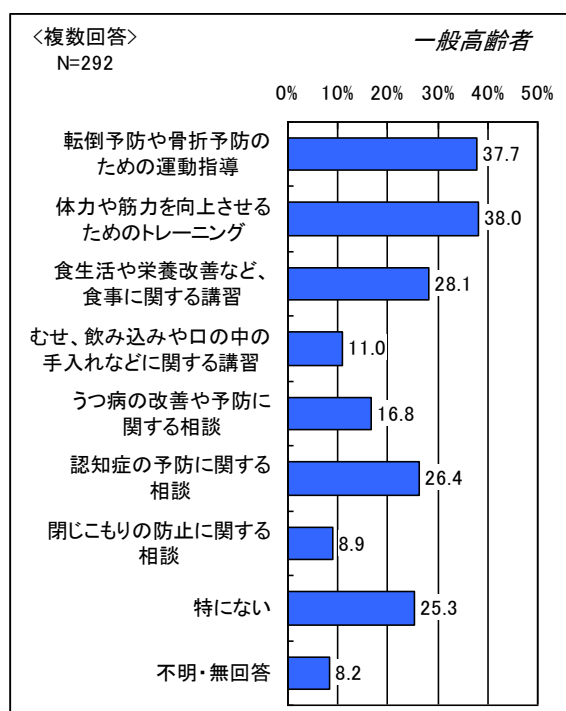
在宅認定者では、「介護保険料」が26.7%、「要介護認定」が25.7%、「サービスの種類や内容」が23.8%となっています。

## ■在宅で介護をする家族に対して必要な理解や支援



「介護用品の支給やサービス利用料の軽減など、経済的負担に対する支援」が 49.3%と最も高く、約半数を占めています。次いで、「介護の方法に関する情報提供」が 36.6%、「一時的な預かりなど、身体的負担に対する支援」が 36.3%となっています。

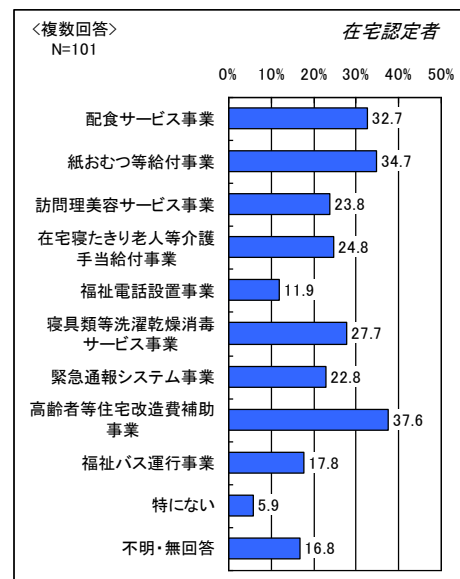
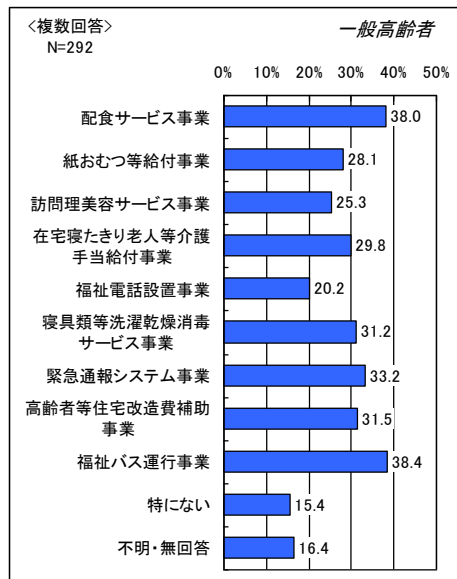
## ■介護予防事業でやってみたいこと・知りたいこと



「体力や筋力を向上させるためのトレーニング」が 38.0%と最も高く、次いで「転倒予防や骨折予防のための運動指導」が 37.7%、「食生活や栄養改善など、食事に関する講習」が 28.1%となっています。

#### ④高齢者福祉などについて

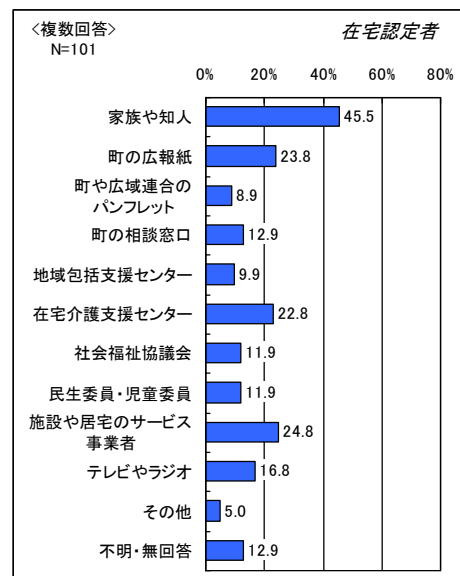
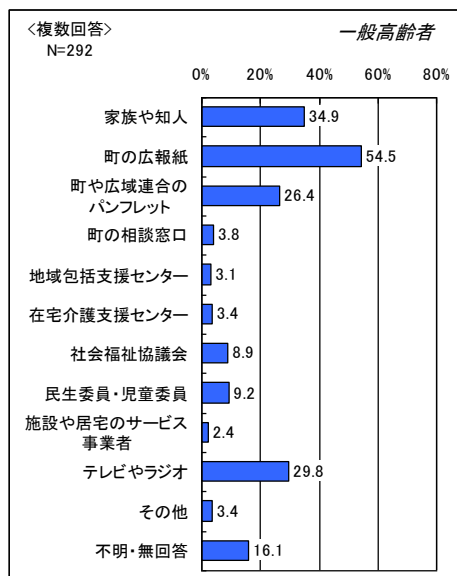
##### ■今後利用したい高齢者福祉サービス



一般高齢者では、「福祉バス運行事業」が38.4%で最も高く、次いで「配食サービス事業」が38.0%、「緊急通報システム事業」が33.2%となっています。

在宅認定者では、「高齢者等住宅改造費補助事業」が37.6%で最も高く、次いで「紙おむつ等給付事業」が34.7%、「配食サービス事業」が32.7%となっています。

##### ■介護や福祉サービスに関する情報の入手先

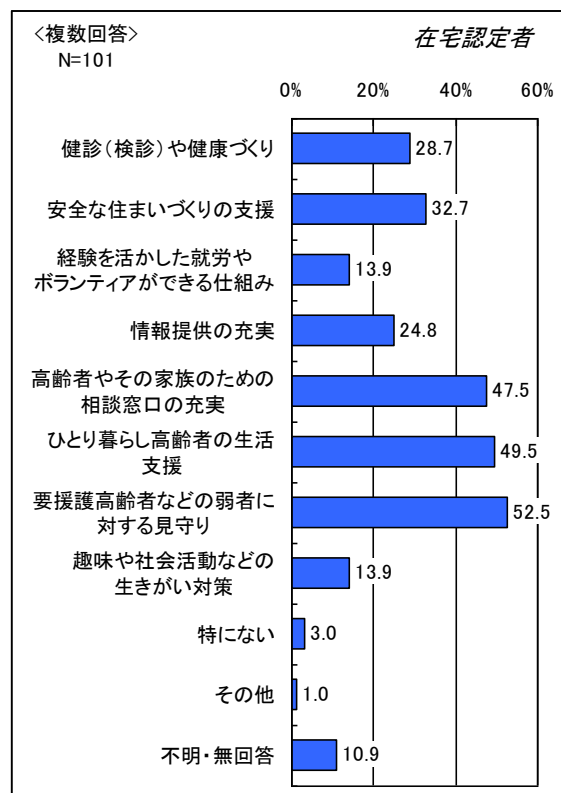
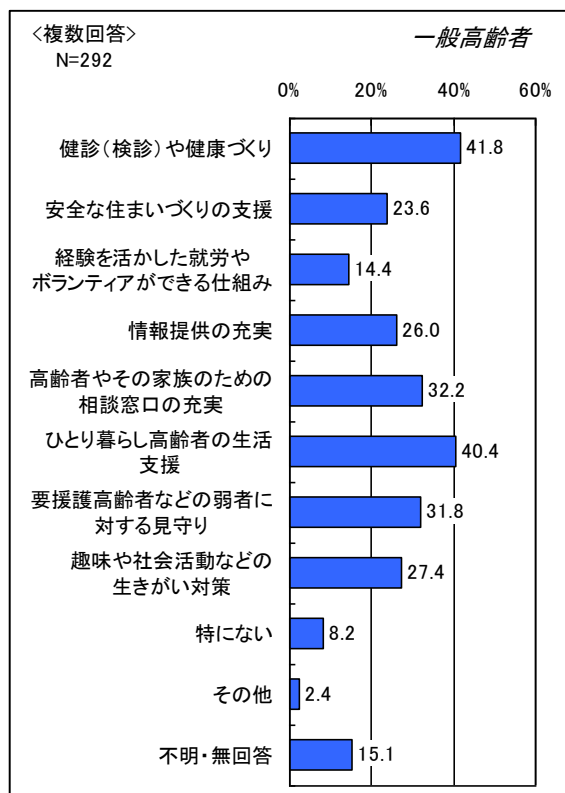


一般高齢者では、「町の広報紙」が54.5%と最も高く、次いで「家族や知人」が34.9%、「テレビやラジオ」が29.8%となっており、半数以上が町などが発行する資料から情報を得ている結果となっています。

在宅認定者では、「家族や知人」が45.5%と最も高く、次いで「施設や居宅のサービス事業者」が24.8%、「町の広報紙」が23.8%となっており、半数近くが家族や知人から情報を得ている結果となっています。



## ■桂川町の高齢者福祉施策で今後力を入れるべき点



一般高齢者では、「健診（検診）や健康づくり」が41.8%と最も高く、次いで「ひとり暮らし高齢者の生活支援」が40.4%、「高齢者やその家族のための相談窓口の充実」が32.2%となっています。

在宅認定者では、「要援護高齢者などの弱者に対する見守り」が52.5%と最も高く、次いで「ひとり暮らし高齢者の生活支援」49.5%、「高齢者やその家族のための相談窓口の充実」が47.5%となっています。



## 4 介護保険サービス事業量の見込み

介護保険事業は、被保険者の保険料負担のうえに成立している制度です。桂川町は福岡県介護保険広域連合を保険者として広域的な事業運営を図るとともに、公平で質の高いサービスを提供するための取り組みが求められます。

### <介護保険サービスの給付の種類について>

介護保険サービスの給付は、利用者の要介護度に応じて、「①予防給付」と「②介護給付」の2種類に分けられます。特に前者については、要介護状態の軽減・悪化防止のために、介護予防の観点を含めて以上に重視し、軽度認定者を対象として平成18年度（第3期）から新たに創設されたものとなります。

なお、要介護（支援）認定は受けていないものの、要介護状態となるおそれの高い高齢者（特定高齢者）については、「地域支援事業」（※P41）の対象者となります。

#### ①予防給付とは

対象者：要支援1・2認定者（状態が比較的軽く、生活機能を維持・改善できる可能性が高い人）

「明るく活力ある超高齢社会」をめざし、一貫性・連続性のある総合的な介護予防システムを確立するために、第3期計画から創設されました。既存の介護サービス内容を評価・検証し、有効になり得るものを再編したサービスと、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能向上など、介護予防効果が見込まれ新たに開始されるサービスにより構成されています。特に通所系サービスについては、介護予防のための新しいメニューが取り入れられ、内容が大きく変更されました。

通所系サービスを中心に提供し、在宅生活の支援を図る形となります。

#### ②介護給付とは

対象者：要介護1～5認定者（日常生活で介助を必要とする度合いの高い人）

基本的には通所・訪問系サービスを中心とした在宅生活を支援しつつ、利用者の心身の状態や生活環境の問題等に応じ、施設・居住系サービス等を提供する形となります。



## （１）居宅介護（介護予防）サービス等

介護や支援が必要な状態になっても、自宅で安心して生活できるようにするために、今後の要介護（支援）認定者数やサービス利用者数の見込みを踏まえ、適切にサービスが供給されるよう、保険者である福岡県介護保険広域連合により、要介護認定、ケアプラン作成、サービス提供の段階ごとに、適正な事業の運用が進められることになります。

### ＜居宅介護（支援）サービス等＞

| 予防給付             | 介護給付         |
|------------------|--------------|
| ①介護予防訪問介護        | ①訪問介護        |
| ②介護予防訪問入浴介護      | ②訪問入浴介護      |
| ③介護予防訪問看護        | ③訪問看護        |
| ④介護予防訪問リハビリテーション | ④訪問リハビリテーション |
| ⑤介護予防居宅療養管理指導    | ⑤居宅療養管理指導    |
| ⑥介護予防通所介護        | ⑥通所介護        |
| ⑦介護予防通所リハビリテーション | ⑦通所リハビリテーション |
| ⑧介護予防短期入所生活介護    | ⑧短期入所生活介護    |
| ⑨介護予防短期入所療養介護    | ⑨短期入所療養介護    |
| ⑩介護予防特定施設入居者生活介護 | ⑩特定施設入居者生活介護 |
| ⑪介護予防福祉用具貸与      | ⑪福祉用具貸与      |
| ⑫特定介護予防福祉用具販売    | ⑫特定福祉用具販売    |
| ⑬住宅改修            | ⑬住宅改修        |
| ⑭介護予防支援          | ⑭居宅介護支援      |

### ①介護予防訪問介護・訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事などの介護や、家事などの日常生活の援助を行います。

|          |                | 実績値      |          | 見込み      | 推計値      |          |          |
|----------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|          |                | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 予防<br>給付 | 利用実人数<br>（人／月） | 125      | 133      | 136      | 134      | 133      | 135      |
|          | 供給量<br>（人／年）   | 1,495    | 1,597    | 1,632    | 1,603    | 1,593    | 1,623    |
| 介護<br>給付 | 利用実人数<br>（人／月） | 202      | 162      | 160      | 161      | 159      | 163      |
|          | 供給量<br>（回数／年）  | 32,149   | 28,169   | 28,099   | 28,777   | 28,614   | 29,406   |

## ②介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車などで自宅を訪問して、入浴の介助を行います。

|          |                | 実績値      |          | 見込み      | 推計値      |          |          |
|----------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|          |                | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 予防<br>給付 | 利用実人数<br>(人／月) | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
|          | 供給量<br>(回数／年)  | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 介護<br>給付 | 利用実人数<br>(人／月) | 4        | 3        | 3        | 3        | 3        | 3        |
|          | 供給量<br>(回数／年)  | 302      | 165      | 172      | 179      | 166      | 173      |

## ③介護予防訪問看護・訪問看護

主治医の指示に基づいて看護師などが自宅を訪問して、療養上の世話や手当てを行います。

|          |                | 実績値      |          | 見込み      | 推計値      |          |          |
|----------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|          |                | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 予防<br>給付 | 利用実人数<br>(人／月) | 1        | 2        | 2        | 2        | 2        | 2        |
|          | 供給量<br>(回数／年)  | 18       | 108      | 104      | 101      | 99       | 101      |
| 介護<br>給付 | 利用実人数<br>(人／月) | 25       | 26       | 24       | 25       | 24       | 24       |
|          | 供給量<br>(回数／年)  | 1,786    | 1,688    | 1,612    | 1,633    | 1,557    | 1,573    |

## ④介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が自宅を訪問して、日常生活の自立を助けるための機能訓練を行います。

|          |                | 実績値      |          | 見込み      | 推計値      |          |          |
|----------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|          |                | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 予防<br>給付 | 利用実人数<br>(人／月) | 1        | 1        | 1        | 1        | 1        | 1        |
|          | 供給量<br>(日数／年)  | 8        | 14       | 12       | 12       | 11       | 11       |
| 介護<br>給付 | 利用実人数<br>(人／月) | 3        | 4        | 4        | 4        | 3        | 3        |
|          | 供給量<br>(日数／年)  | 165      | 334      | 306      | 286      | 270      | 270      |

### ⑤介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

通院が困難な方に対し、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士などが自宅を訪問して、療養上の世話や指導を行います。

|          |                | 実績値      |          | 見込み      | 推計値      |          |          |
|----------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|          |                | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 予防<br>給付 | 利用実人数<br>(人／月) | 1        | 1        | 1        | 1        | 1        | 1        |
|          | 供給量<br>(人／年)   | 4        | 4        | 4        | 4        | 4        | 4        |
| 介護<br>給付 | 利用実人数<br>(人／月) | 12       | 13       | 13       | 13       | 13       | 13       |
|          | 供給量<br>(人／年)   | 149      | 157      | 153      | 153      | 151      | 153      |

### ⑥介護予防通所介護・通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターに通って、食事・入浴の提供やレクリエーションなどを通じた機能訓練を行います。

|          |                | 実績値      |          | 見込み      | 推計値      |          |          |
|----------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|          |                | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 予防<br>給付 | 利用実人数<br>(人／月) | 47       | 55       | 54       | 53       | 52       | 53       |
|          | 供給量<br>(人／年)   | 560      | 657      | 646      | 632      | 624      | 635      |
| 介護<br>給付 | 利用実人数<br>(人／月) | 148      | 127      | 124      | 123      | 121      | 124      |
|          | 供給量<br>(回数／年)  | 17,054   | 16,825   | 16,495   | 16,581   | 16,369   | 16,754   |

### ⑦介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション（デイケア）

医療施設に通って、食事・入浴の提供や心身機能の維持回復の機能訓練を行います。

|          |                | 実績値      |          | 見込み      | 推計値      |          |          |
|----------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|          |                | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 予防<br>給付 | 利用実人数<br>(人／月) | 25       | 34       | 35       | 34       | 34       | 34       |
|          | 供給量<br>(人／年)   | 304      | 407      | 420      | 410      | 404      | 411      |
| 介護<br>給付 | 利用実人数<br>(人／月) | 86       | 67       | 67       | 68       | 68       | 70       |
|          | 供給量<br>(回数／年)  | 9,943    | 8,648    | 8,635    | 8,865    | 8,882    | 9,154    |

# ⑧介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護（ショートステイ）

施設などに短期間入所し、食事・入浴・排せつ、その他日常生活の介護や機能訓練を行います。

|          |                | 実績値      |          | 見込み      | 推計値      |          |          |
|----------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|          |                | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 予防<br>給付 | 利用実人数<br>（人／月） | 1        | 1        | 2        | 1        | 1        | 1        |
|          | 供給量<br>（日数／年）  | 11       | 30       | 54       | 51       | 49       | 50       |
| 介護<br>給付 | 利用実人数<br>（人／月） | 28       | 25       | 24       | 25       | 24       | 25       |
|          | 供給量<br>（日数／年）  | 3,452    | 4,078    | 3,884    | 4,057    | 3,998    | 4,053    |

# ⑨介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護（ショートステイ）

医療施設などに短期間入所し、食事・入浴・排せつ、その他日常生活の介護や看護・機能訓練を行います。

|          |                | 実績値      |          | 見込み      | 推計値      |          |          |
|----------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|          |                | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 予防<br>給付 | 利用実人数<br>（人／月） | 1        | 1        | 1        | 1        | 1        | 1        |
|          | 供給量<br>（日数／年）  | 8        | 3        | 3        | 3        | 3        | 3        |
| 介護<br>給付 | 利用実人数<br>（人／月） | 1        | 2        | 2        | 2        | 2        | 2        |
|          | 供給量<br>（日数／年）  | 81       | 103      | 106      | 117      | 116      | 119      |

# ⑩介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどで、入浴・排せつ・食事、その他日常生活上の世話や機能訓練を行います。

|          |                | 実績値      |          | 見込み      | 推計値      |          |          |
|----------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|          |                | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 予防<br>給付 | 利用実人数<br>（人／月） | 1        | 2        | 1        | 1        | 1        | 1        |
|          | 供給量<br>（人／年）   | 14       | 18       | 17       | 16       | 16       | 16       |
| 介護<br>給付 | 利用実人数<br>（人／月） | 7        | 16       | 16       | 16       | 16       | 16       |
|          | 供給量<br>（人／年）   | 88       | 193      | 189      | 189      | 186      | 190      |

### ⑪介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

心身の機能が低下した人に、車いす・特殊寝台・体位変換器・歩行補助つえ・歩行器・徘徊感知器・移動用リフトなど、日常生活を助ける用具を貸与します。

|          |                | 実績値      |          | 見込み      | 推計値      |          |          |
|----------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|          |                | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 予防<br>給付 | 利用実人数<br>(人／月) | 19       | 12       | 12       | 12       | 11       | 12       |
|          | 供給量<br>(人／年)   | 231      | 149      | 143      | 139      | 136      | 138      |
| 介護<br>給付 | 利用実人数<br>(人／月) | 133      | 103      | 102      | 107      | 106      | 108      |
|          | 供給量<br>(人／年)   | 1,595    | 1,236    | 1,229    | 1,278    | 1,273    | 1,299    |

### ⑫特定介護予防福祉用具販売・特定福祉用具販売

心身の機能が低下した人に、入浴や排せつに用いる用具の購入費の9割分を支給します。

|          |                | 実績値      |          | 見込み      | 推計値      |          |          |
|----------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|          |                | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 予防<br>給付 | 利用実人数<br>(人／月) | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
|          | 供給量<br>(人／年)   | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 介護<br>給付 | 利用実人数<br>(人／月) | 6        | 5        | 5        | 5        | 5        | 5        |
|          | 供給量<br>(人／年)   | 72       | 64       | 63       | 63       | 62       | 63       |

### ⑬住宅改修

手すりの取り付け・段差解消・扉の交換・洋式便器への取り替えなど、小規模な住宅改修をする場合、改修費（20 万円を限度）の9割分を支給します。

|          |                | 実績値      |          | 見込み      | 推計値      |          |          |
|----------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|          |                | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 予防<br>給付 | 利用実人数<br>(人／月) | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
|          | 供給量<br>(人／年)   | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 介護<br>給付 | 利用実人数<br>(人／月) | 7        | 7        | 7        | 7        | 7        | 7        |
|          | 供給量<br>(人／年)   | 87       | 81       | 80       | 81       | 79       | 81       |

#### ⑭介護予防支援・居宅介護支援

「介護予防支援」は、要支援者がサービスを利用する際に、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成し、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います（地域包括支援センターで実施）。

「居宅介護支援」は、要介護者がサービス（施設を除く）を利用する際に、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。

|            |                | 実績値      |          | 見込み      | 推計値      |          |          |
|------------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|            |                | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 予 防<br>給 付 | 利用実人数<br>（人／月） | 176      | 188      | 186      | 182      | 180      | 183      |
|            | 供給量<br>（人／年）   | 2,109    | 2,254    | 2,226    | 2,182    | 2,163    | 2,201    |
| 介 護<br>給 付 | 利用実人数<br>（人／月） | 360      | 292      | 286      | 287      | 283      | 291      |
|            | 供給量<br>（人／年）   | 4,316    | 3,504    | 3,436    | 3,439    | 3,400    | 3,486    |





## （２）地域密着型サービス

平成 18 年度に創設された地域密着型サービスについては、高齢者が要介護（支援）状態となっても、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするため、日常生活圏域に基づき、実施サービスが指定されます。

今後の要介護（支援）認定者数やサービス利用者数の見込みを踏まえながら、保険者である福岡県介護保険広域連合により、適切なサービス供給が進められることになります。

### ＜地域密着型サービス＞

| サービス名                         | 実施予定 |
|-------------------------------|------|
| 夜間対応型訪問介護                     | なし   |
| 介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護     | ○    |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護   | ○    |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護 | ○    |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護              | ○    |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護          | ○    |

#### ①夜間対応型訪問介護

|          |                | 実績値      |          | 見込み      | 推計値      |          |          |
|----------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|          |                | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 介護<br>給付 | 利用実人数<br>（人／月） | －        | －        | －        | －        | －        | －        |
|          | 供給量<br>（人／年）   | －        | －        | －        | －        | －        | －        |

#### ②介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護

|          |                | 実績値      |          | 見込み      | 推計値      |          |          |
|----------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|          |                | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 予防<br>給付 | 利用実人数<br>（人／月） | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
|          | 供給量<br>（人／年）   | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 介護<br>給付 | 利用実人数<br>（人／月） | 1        | 1        | 1        | 1        | 1        | 1        |
|          | 供給量<br>（人／年）   | 12       | 11       | 11       | 12       | 12       | 12       |

③介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護

|          |                | 実績値      |          | 見込み      | 推計値      |          |          |
|----------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|          |                | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 予防<br>給付 | 利用実人数<br>(人／月) | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
|          | 供給量<br>(人／年)   | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 介護<br>給付 | 利用実人数<br>(人／月) | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
|          | 供給量<br>(人／年)   | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |

④介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

|          |                | 実績値      |          | 見込み      | 推計値      |          |          |
|----------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|          |                | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 予防<br>給付 | 利用実人数<br>(人／月) | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
|          | 供給量<br>(人／年)   | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 介護<br>給付 | 利用実人数<br>(人／月) | 32       | 28       | 25       | 28       | 31       | 34       |
|          | 供給量<br>(人／年)   | 380      | 336      | 300      | 336      | 372      | 408      |

⑤地域密着型特定施設入居者生活介護

|          |                | 実績値      |          | 見込み      | 推計値      |          |          |
|----------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|          |                | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 介護<br>給付 | 利用実人数<br>(人／月) | 1        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
|          | 供給量<br>(人／年)   | 9        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |

⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

|          |                | 実績値      |          | 見込み      | 推計値      |          |          |
|----------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|          |                | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 介護<br>給付 | 利用実人数<br>(人／月) | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
|          | 供給量<br>(人／年)   | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |

### (3) 施設介護サービス

施設介護サービスについては、県と連携して、保険者である福岡県介護保険広域連合により、適切な基盤整備に努めるとともに、個室・ユニットケア化が進められることとなります。

#### ＜施設介護サービス＞

- ①介護老人福祉施設
- ②介護老人保健施設
- ③介護療養型医療施設

#### ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護が必要で、自宅での介護が難しい方が入所し、食事・入浴・排せつなどの介助、機能訓練、健康管理などを行う施設サービスです。

|          |                | 実績値      |          | 見込み      | 推計値      |          |          |
|----------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|          |                | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 介護<br>給付 | 利用実人数<br>(人／月) | 87       | 81       | 81       | 81       | 77       | 78       |
|          | 供給量<br>(人／年)   | 1,041    | 966      | 971      | 967      | 927      | 936      |

#### ②介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定しており、看護や介護に重点を置いたケアが必要な方が入所し、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、日常生活の介助などを行う施設サービスです。

|          |                | 実績値      |          | 見込み      | 推計値      |          |          |
|----------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|          |                | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 介護<br>給付 | 利用実人数<br>(人／月) | 91       | 81       | 81       | 82       | 78       | 79       |
|          | 供給量<br>(人／年)   | 1,096    | 968      | 976      | 978      | 941      | 947      |

#### ③介護療養型医療施設（療養病床等）

急性期の治療が終わって、長期の療養が必要な方が入所し、医療、療養上の管理、看護などを行う施設サービスです。

|          |                | 実績値      |          | 見込み      | 推計値      |          |          |
|----------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|          |                | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 介護<br>給付 | 利用実人数<br>(人／月) | 30       | 22       | 23       | 22       | 20       | 16       |
|          | 供給量<br>(人／年)   | 364      | 269      | 281      | 268      | 245      | 186      |

#### (4) 第1号被保険者の介護保険料基準額

福岡県介護保険広域連合では、平成17年度から「グループ別保険料」を導入しています。

グループ別保険料は、福岡県介護保険広域連合の各構成市町村において「高齢者1人あたり給付費」(市町村ごとの平成18・19年度2か年の介護給付費合計を高齢者人口で割ったもの)、すなわち給付水準に大きな差があることから、この格差を緩和・是正することを目的として、構成市町村の給付水準が高い方から順にA、B、Cグループに分け、保険料を設定したものです。

桂川町は、前期に引き続きAグループになります。

| グループ  | 保険料（基準月額） |       |
|-------|-----------|-------|
|       | 年 額       | 月 額   |
| Aグループ | 75,300    | 6,275 |
| Bグループ | 56,400    | 4,700 |
| Cグループ | 46,344    | 3,862 |

(平成21年度～平成23年度)

介護保険料は、被保険者の所得段階に応じ、基準額を含めて10段階の保険料が設定されており、介護保険料基準額とは所得段階ごとに異なる介護保険料の基準となるものです。

| 所得段階 | 対象者                                              | 割合           | 年額保険料    |          |         |
|------|--------------------------------------------------|--------------|----------|----------|---------|
|      |                                                  |              | Aグループ    | Bグループ    | Cグループ   |
| 第1段階 | 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で本人及び世帯員全員が市町村民税非課税の方           | 基準額<br>×0.5  | 37,650円  | 28,200円  | 23,172円 |
| 第2段階 | 本人及び世帯員全員が市町村民税非課税で公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方  | 基準額<br>×0.5  | 37,650円  | 28,200円  | 23,172円 |
| 第3段階 | 本人及び世帯員全員が市町村民税非課税で公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方 | 基準額<br>×0.75 | 56,475円  | 42,300円  | 34,758円 |
| 第4段階 | 本人が市町村民税非課税の方<br>(世帯の中に市町村民税課税者がいる)              |              |          |          |         |
|      | 公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方                     | 基準額<br>×0.92 | 69,276円  | 51,888円  | 42,636円 |
|      | 上記以外の方                                           | 基準額<br>×1.0  | 75,300円  | 56,400円  | 46,344円 |
| 第5段階 | 本人が市町村民税課税で合計所得金額が125万円未満の方                      | 基準額<br>×1.18 | 88,854円  | 66,552円  | 54,686円 |
| 第6段階 | 本人が市町村民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の方               | 基準額<br>×1.25 | 94,125円  | 70,500円  | 57,930円 |
| 第7段階 | 本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の方               | 基準額<br>×1.5  | 112,950円 | 84,600円  | 69,516円 |
| 第8段階 | 本人が市町村民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の方               | 基準額<br>×1.75 | 131,775円 | 98,700円  | 81,102円 |
| 第9段階 | 本人が市町村民税課税で合計所得金額が400万円以上の方                      | 基準額<br>×2.0  | 150,600円 | 112,800円 | 92,688円 |



## 第 3 章 計画の将来的な枠組み

---

- 1 基本理念
- 2 事業の体系

## 1 基本理念

団塊の世代が高齢期を迎える平成 27 年頃には、桂川町においても高齢者はさらに増加することとなります。このような超高齢社会にあって、高齢者がいくつになっても、いきいきと生活し、支援や介護が必要になっても住み慣れた地域で、心のふれあいや支え合いのなかで安心して生活できるような社会を築いていくことが大切です。

そのため、次の基本理念を掲げ、計画の推進を図るものとします。

**ともに支え合い 安心して いきいきと 暮らせるまち**  
**《健康で活動的な 100 歳をめざして》**

<【参考】「桂川町第 4 次総合計画」におけるまちの将来像>

人と緑が輝くふれあい拠点の町 桂川

<【参考】「桂川町第 4 次総合計画」における保健・福祉分野の基本方針>

人にやさしい健康福祉のまちづくり



## 2 事業の体系

本計画では、事業を「高齢者福祉サービス（第4章）」、「地域支援事業（第5章）」の大きく2種類に分けて記載しています。桂川町の高齢者が、その状態や生活状況に応じ、必要なサービスを適切に利用できる体制を確保します。

|           |                |                                                                                                            |
|-----------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高齢者福祉サービス | 1 基盤整備         | ①桂川町在宅介護支援センター<br>②桂川町総合福祉センター「ひまわりの里」<br>③養護老人ホーム<br>④軽費老人ホーム（ケアハウス）<br>⑤桂川町いきいきセンター「桂寿苑」                 |
|           | 2 地域生活の支援      | ①寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業<br>②訪問理美容サービス事業<br>③高齢者の虐待防止<br>④認知症対策の推進<br>⑤社会福祉協議会                                    |
|           | 3 安心・安全の暮らしづくり | ①福祉バスの運行<br>②住宅改造費補助事業（住みよか事業）<br>③緊急通報システム事業<br>④福祉電話貸与事業<br>⑤ひとり暮らし見守りネットワーク協議会                          |
|           | 4 健康・生きがいづくり   | ①健康教育・健康相談<br>②老人クラブ<br>③食生活改善推進協議会<br>④婦人会<br>⑤生涯学習の推進<br>⑥就労の促進                                          |
| 地域支援事業    | 1 介護予防事業       | （１）介護予防特定高齢者施策<br>①特定高齢者把握事業<br>②通所型介護予防事業<br>③訪問型介護予防事業<br>（２）介護予防一般高齢者施策<br>①介護予防普及啓発事業<br>②地域介護予防活動支援事業 |
|           | 2 包括的支援事業      | （１）介護予防ケアマネジメント業務<br>（２）総合相談支援業務・権利擁護業務<br>（３）包括的・継続的ケアマネジメント業務                                            |
|           | 3 任意事業         | （１）家族介護支援事業<br>（２）その他事業                                                                                    |





## 第 4 章 高齢者福祉サービス

---

- 1 基盤整備
- 2 地域生活の支援
- 3 安心・安全の暮らしづくり
- 4 健康・生きがいづくり

## 1

## 基盤整備

## ①桂川町在宅介護支援センター

本町の在宅介護支援センターは、特別養護老人ホーム「明日香園」に併設されており、介護が必要な高齢者や自立に不安のある在宅高齢者等からの相談に応じ、介護予防や生活支援等の保健・福祉サービスを総合的に提供するため、関係機関などとの連絡調整を行っています。

|     | 実績       |          | 見込み      | 数値目標     |          |          |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|     | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 設置数 | 1 箇所     | 1 箇所     | 1 箇所     | 1 箇所     | 1 箇所     | 1 箇所     |

## ②桂川町総合福祉センター「ひまわりの里」

桂川町総合福祉センター（愛称「ひまわりの里」）は、長寿社会の進行に伴う、ひとり暮らし世帯や高齢者世帯の増加など要介護者への対策や、保健・福祉・医療の一元化の推進を図る拠点施設として、また赤ちゃんからお年寄りまで、すべての町民が健やかで生きがいを持ち、みんなが集える施設として、平成 12 年 4 月に開設されました。また、当施設には、3つのゾーンがあり、それぞれが特徴ある役割を果たしています。

## 《福祉ゾーン》

車いすのまま浴槽に入れる、天然楽石（光明石）を使った人工温泉の小浴場や中・大浴場、大広間やカラオケルーム、マッサージ室などを設置し、利用者が集い心身ともにリラックスできるように配慮したゾーンです。また、愛称「ひまわりの湯」として、町内はもとより町外の方々にも広く親しまれています。

## 《保健ゾーン》

総合的な健康づくりの推進のための多目的ホール・診療室、リハビリ訓練室、調理実習室など、その目的別に利用できる部屋を配置しています。

現在は、それぞれの部屋で、乳幼児健診や予防接種、健康教室や健康相談、会議、研修会、講演会など数多くの住民の方が利用されています。

## 《共有ゾーン》

保健・福祉行政を推進するための、桂川町健康福祉課や研修室・相談室・ボランティア室などを設置しています。住民や団体の会議や研修会、相談業務など幅広く利用されています。また、ゾーン内のトイレや通路はすべてバリアフリーとなっており、障がいのある人たちにとって、やさしいつくりとなっています。

|     | 実績       |          | 見込み      | 数値目標     |          |          |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|     | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 設置数 | 1 箇所     | 1 箇所     | 1 箇所     | 1 箇所     | 1 箇所     | 1 箇所     |

### ③養護老人ホーム

おおむね 65 歳以上の方で、身体上・精神上または環境上の理由及び経済的理由により、在宅において養護を受けることが困難な方が入所できる施設です。

町内には「白藤の苑」があり、定員は 50 人となっています。

|      | 実績       |          | 見込み      | 数値目標     |          |          |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|      | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 箇所数  | 1 箇所     | 1 箇所     | 1 箇所     | 1 箇所     | 1 箇所     | 1 箇所     |
| 入所者数 | 50 人     | 50 人     | 50 人     | 50 人     | 50 人     | 50 人     |

### ④軽費老人ホーム（ケアハウス）

身体機能の低下等により、独立して生活することが困難な高齢者が低額な料金で入所できる施設です。

町内には「明日香園」があり、定員数は 20 人となっています。

|      | 実績       |          | 見込み      | 数値目標     |          |          |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|      | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 箇所数  | 1 箇所     | 1 箇所     | 1 箇所     | 1 箇所     | 1 箇所     | 1 箇所     |
| 入所者数 | 20 人     | 20 人     | 20 人     | 20 人     | 20 人     | 20 人     |

### ⑤桂川町いきいきセンター「桂寿苑」

平成 20 年 4 月から桂川町社会福祉協議会がいきいきセンター「桂寿苑」に事務所を移転し、地域福祉の拠点として、老人クラブ活動、ボランティア活動、各種グループ活動など幅広く利用されています。



## 2 地域生活の支援

### ①寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

おおむね 65 歳以上の寝たきりや虚弱な高齢者及び傷病等の理由により臥床している高齢者並びに重度身体障がいのある人に対して、寝具類等洗濯乾燥消毒サービスを行うことにより、清潔で快適な生活を送ることを支援する事業です。

|       | 実績       |          | 見込み      | 数値目標     |          |          |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|       | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 利用実人数 | 17 人     | 26 人     | 29 人     | 30 人     | 30 人     | 30 人     |

### ②訪問理美容サービス事業

おおむね 65 歳以上の寝たきりの高齢者並びに認知症高齢者で理髪店や美容院に出向くことが困難な方に対して、居宅で手軽にこれらのサービスを受けられるようにするため、町内の理美容師が自宅を訪問し、理髪等のサービスを行う事業です。

|       | 実績       |          | 見込み      | 数値目標     |          |          |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|       | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 利用実人数 | 2 人      | 3 人      | 3 人      | 3 人      | 3 人      | 3 人      |

### ③高齢者の虐待防止

高齢者の虐待は、高齢者の人間としての尊厳を傷つけ、基本的人権を侵害するものであることから、虐待を早期に発見し、速やかに対応する必要があります。

町民が高齢者虐待に対する関心を高め、地域全体で虐待予防に取り組むために、啓発を進めるとともに、虐待の早期発見と適切かつ迅速な対応を図るための支援体制の構築に努めます。

### ④認知症対策の推進

認知症に対する予防や悪化の防止は、高齢期の生活の質の維持・向上を図るうえで重要です。今後も、認知症に対する正しい理解と啓発を行うとともに、認知症の早期発見や早期対応、認知症高齢者に適したサービスの質の向上など支援体制の確立に努めます。

## ⑤社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域の各組織の参加によって構成され、その協力・協働によって地域福祉の推進を図る民間組織です。その機能は、住民の組織化や福祉団体との連絡調整・相談・情報交換、企画、広報活動、福祉教育などが基本的なものです。また、先駆的福祉サービスの開拓や、権利擁護、苦情処理など、極めて公共性の高い仕事を担うことも期待されています。これらの機能を十分発揮して地域福祉を推進できるよう、基盤強化を図り支援します。

桂川町社会福祉協議会では、「誰もが安心して暮らせる地域づくり」をめざし、住民が主体となる地域福祉活動の推進を重点課題とし、高齢者福祉分野においては次のような事業を積極的に展開しています。

### ○住民を主体とした地域福祉活動

平成4年に始まった「小地域福祉会」は、平成13年に「福祉部」と名称変更され、行政と社会福祉協議会が一体となって「地域福祉の推進」に努めています。

福祉部は、住民の合意と主体的な地域福祉活動の振興をめざすため、福祉のまちづくりを柱とした地域でのさまざまな福祉活動である「愛のネットワーク活動」の展開を図ることを目的に、全行政区に設置されています。

その活動は、地域住民が主役になり福祉活動を進めながらお互いに助け合い、支え合っていこうという気持ちの輪を広げ、「誰もがいきいきと安心して暮らせる地域」をつくることをめざしています。

重点的に、以下のような活動を推進しています。

#### (ア) 定期的な話し合い

地域の人（悩みごとを抱えている方や・声かけの必要がある方など）や地域のこと（悪徳な訪問販売が地域で出回っている・粗大ゴミが放置されているなど）に目を向け、福祉課題の掘り起こし、未然防止、対応などの取り組みについて定期的に話し合いをします。

#### (イ) 助け合い活動

声かけや心配りが必要だと思われる方に対し、緊急時の連絡体制を整え、定期的な訪問や電話での声かけを行いながら、地域でできる助け合いを行います。

#### (ウ) 関係機関とのネットワーク体制づくり

地域だけでは解決できないような問題や、緊急時の早急な対応のために、福祉部長や民生児童委員、関係機関（社会福祉協議会・行政・地域包括支援センター・在宅介護支援センターなど）との連絡体制を整えます。

### (エ) 生きがいづくり活動の継続

外出や人との交流機会が少ないひとり暮らし高齢者などが気軽に楽しく参加できる、継続した仲間づくりや社会参加の場＝サロンの場を提供します。具体的には、会食会や健康体操、バスハイク、カラオケ、レクリエーションなどの内容が考えられます。

### (オ) その他の福祉活動の展開

自分たちの地域を暮らしやすくするために、地域福祉の充実につながるような取り組みを話し合い、各区で特色ある活動を行っていきます。具体的には、世代間交流や健康・医療・介護・福祉制度についての話、防災のための救命講習や福祉マップづくり、消防署・警察署からの話、ひとり暮らし高齢者への誕生日カード・プレゼント作成など、多様な内容が考えられます。

今後は、今まで以上に「助け合い活動」に意識を向けるため、活動の基本となる「話し合い」を定例化し、行政区内の情報交換や福祉課題の掘り起こしを積極的に推進します。

また、「生きがいづくり活動」では、健康体操や脳トレなど介護予防につながる内容も取り入れ、定期的に継続して取り組めるよう推進します。

## ○高齢者事業の取り組み

### (ア) 給食サービス

昭和 60 年に開始した本事業は、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などを対象に、毎月 3 回実施しています。町が生活支援型の配食サービスを開始したあとも、ふれあい型（町が業者委託であるのに対し、民生児童委員協議会女性部が調理、男性民生児童委員・個人ボランティア・福祉員などが配達を行い、安否確認のために一言声かけをして手渡すことを原則としている）の意義を重視して、今日まで継続しています。手づくり弁当ということもあり、現在は 70 名を超える利用者がいます。

財源や、ボランティア人員の確保などの課題はありますが、今後も実施していきます。

### (イ) 心配ごと相談事業

住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言・援助を行い解決の方法へと指導することを目的に実施しています。平成 21 年度からは、第 2・4 木曜日に桂川町総合福祉センターでの開催を予定しています。

### (ウ) 車いす・歩行器・ポータブルトイレの貸与

住民から寄贈された福祉機器を無料（原則 3 か月）で貸し出ししています。

#### (エ) 高齢者実態調査

民生児童委員協議会に委託し、毎年全戸数調査を実施しています。調査結果は、社会福祉協議会事業全般に反映しています。

#### (オ) 70 歳以上ひとり暮らし高齢者会食交流会

民生児童委員協議会との共催で実施しています。町の幼稚園や保育所の園児、ボランティアとの交流、参加者の演芸なども取り入れ、毎年開催しています。

#### (カ) ひとり暮らし高齢者等への「風のたより」配布

ボランティアグループ「すみれ会」が編集し、月 1 回発行しています。ひとり暮らし高齢者や昼間ひとりの高齢者へ、民生児童委員(地域によっては福祉員)が配布しています。福祉情報の提供だけでなく、安否確認の役割も担っています。

#### (キ) ひとり暮らし高齢者の会「ひまわりの会」

住民の主体的な活動力を高めるという課題に直接結びつくものとして、当事者の組織化活動は重要です。平成 2 年に発足し、民生児童委員 OB 会の援助により実施していたひとり暮らし高齢者等の会「夢の会」が平成 20 年に解散しました。

その後、「時々集まりたい」という声から、何度か話し合いを重ね、平成 20 年 8 月にひとり暮らし高齢者の会「ひまわりの会」が発足しました。できる人ができることを協力し、学習会や交流活動、お互いの安否確認などを目的に月 1 回程度活動しています。

#### (ク) 男性料理教室

町栄養士の指導と食生活改善推進会の協力で、「基礎編」の教室を 50 歳以上の男性を対象に年に 10 回開催しています。社会参加の機会が少ない男性が、楽しく参加できる場となっています。

#### (ケ) 在宅介護者の会活動援助

在宅介護者や介護経験者などが、交流を通じて相互の親睦を深めるとともに研修会を開催し、関係機関との連携を図りながら介護に係る課題解決を行い、福祉の向上を図る相談の場となることを目的に実施しています。

在宅介護者の会は、介護問題を社会問題として当事者の側から提起する組織といえます。介護者は物理的に自由になる時間が少なく、精神的にも張り詰めた状態にあるため、活動に参加することが困難な場合が多くありますが、参加して仲間と一緒に雑談することで、日頃の疲れを癒すことが少しでもできればと考えています。

平成 21 年度からは、介護者向けの相談会を開催予定です。



## ○ボランティア（高齢者支援型）活動

社会福祉協議会は、住民のニーズを積極的に開拓し、ボランティア活動を支援する機能があり、活動に関する相談・仲介・情報提供・研修活動・プログラムやサービスの開発を行っています。対象とする活動は、無償のボランティア活動だけでなく、有償非営利活動、コミュニティ活動、当事者活動など自発的な社会活動を幅広く支援し、これらの団体や推進機関が連携・協働できるまちづくりが求められています。

現在、育成・指導しているボランティア団体は9団体あります。その拡大と専門的分野への発展を支援します。

高齢者支援型として、主に以下のボランティア団体が活動しています。

| ボランティア団体             | 会員数   | 活動内容                                                                                                                                                            |
|----------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 豊かな老後を考える会           | 154 名 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講演会や研修会などの開催</li> <li>・ 会員相互の交流や交歓に関する活動</li> <li>・ EM 処理運動</li> <li>・ 関連団体への支援や協力活動など</li> </ul>                      |
| ボランティアグループ<br>「すみれ会」 | 35 名  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風のたより編集</li> <li>・ 社協だよりや町報の音読及び配布</li> <li>・ 朗読テープ作成及び配布</li> <li>・ 施設訪問や行事への協力</li> <li>・ 生涯学習教室（俳句）の開催など</li> </ul> |
| 手芸ボランティア<br>「手作りの会」  | 26 名  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手芸講座の開催</li> <li>・ 地域や学校、学童保育所からの依頼に対する協力や指導</li> <li>・ 手芸技術修得のための学習会</li> <li>・ リサイクル活動の啓発や推進など</li> </ul>            |

また、平成 14 年度に、登録ボランティア制度を開始しました。現在は 42 名が登録しており、施設や個人から依頼があれば社会福祉協議会が調整して活動へとつなげます。団体には所属せずに、趣味や特技をいかし、個人のペースで活動しています。

### 3 安心・安全の暮らしづくり

#### ①福祉バスの運行

役場、総合福祉センター、図書館、グラウンドゴルフ場といった公共施設等の利用の便宜を図るため、ほぼ町内全域に無料の福祉バスを運行しています。

|       | 実績       |          | 見込み      | 数値目標     |          |          |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|       | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 延利用者数 | 41,337 人 | 40,715 人 | 38,000 人 | 38,000 人 | 38,000 人 | 38,000 人 |

#### ②住宅改造費補助事業（住みよか事業）

在宅の要介護（支援）認定者等に配慮した住宅に改造するための費用の一部を助成する事業です。非課税世帯に限定されており、介護保険認定者の場合、介護保険制度（住宅改修費）の限度額を超えてからの利用となります。

|    | 実績       |          | 見込み      | 数値目標     |          |          |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|    | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 件数 | 3 件      | 0 件      | 2 件      | 3 件      | 3 件      | 3 件      |

#### ③緊急通報システム事業

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者及び重度身体障がいのある人で、急な発作が予見される等、健康上特に注意を要すると認める人に対し、災害や急病など緊急事態が発生したとき、24 時間体制で迅速かつ適切な対応をとるため緊急通報システムを設置する事業です。

|    | 実績       |          | 見込み      | 数値目標     |          |          |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|    | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 件数 | 90 件     | 84 件     | 76 件     | 80 件     | 80 件     | 80 件     |

#### ④福祉電話貸与事業

おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者や、重度の身体障がいのある人に対し、安否確認や緊急時の連絡手段を確保するため福祉電話を貸与し、町が基本料金を負担する事業です。

|    | 実績       |          | 見込み      | 数値目標     |          |          |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|    | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 件数 | 18 件     | 16 件     | 16 件     | 16 件     | 16 件     | 16 件     |

## ⑤ひとり暮らし見守りネットワーク協議会

ひとり暮らし高齢者等の見守りについて、民生児童委員を中心に、老人クラブ、地域包括支援センター、社会福祉協議会等と情報の共有化を図り、見守りが必要な人のリスト作成、緊急連絡先の把握を行うとともに、緊急時・災害時に対応できるよう関係各課との協議を重ね、見守りネットワーク構築に向けて取組を進めます。

## 4 健康・生きがいづくり

### ①健康教育・健康相談

各地区老人クラブを対象に血圧測定と検尿を行い、体力維持のための運動・栄養バランスを考えた調理を実践しながら、介護予防・健康維持を目的とした健康教室及び個人面談による健康相談を実施しています。

また、ひまわりの里（お風呂）来場者を対象に月1回、血圧・検尿の検査後、栄養相談及び健康相談を実施しています。

|        |       | 実績          |             | 見込み         | 数値目標        |             |             |
|--------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|        |       | 平成 18<br>年度 | 平成 19<br>年度 | 平成 20<br>年度 | 平成 21<br>年度 | 平成 22<br>年度 | 平成 23<br>年度 |
| 老人クラブ  | 回数    | 13 回        | 10 回        | 11 回        | 11 回        | 11 回        | 11 回        |
|        | 利用実人数 | 179 人       | 133 人       | 214 人       | 175 人       | 175 人       | 175 人       |
| ひまわりの里 | 回数    | 12 回        | 12 回        | 12 回        | 12 回        | 12 回        | 12 回        |
|        | 利用実人数 | 218 人       | 198 人       | 141 人       | 200 人       | 200 人       | 200 人       |

### ②老人クラブ

老人クラブは、地域の高齢者で自主的に組織され、スポーツ及びレクリエーション、奉仕活動などを通じて会員相互の親睦を図り、健康維持の増進、地域の高齢者福祉の増進に寄与することを目的とし、それぞれの地域で工夫した活動を展開しています。

また、地域の老人クラブの集合体として桂川町老人クラブ連合会及び桂川町老人クラブ互幸会を組織し、広範囲な学習、健康増進活動、奉仕活動等が行われています。

### ③食生活改善推進協議会

「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、少子高齢社会に向けて対応すべく、食生活を中心にした心身ともに健康で明るいまちづくりを重点目標に活動を進めています。

今後も、生活習慣病発症を予防する一次予防に重点を置く対策を推進し、介護予防、「活動的な 100 歳」をめざし、地域への活動の場を広げ地域住民への新たな健康づくり運動を展開していきます。

### ④婦人会

婦人会は、研修会及びレクリエーション事業等を通じて会員相互の親睦を図り、地域活動はもとより、公的行事への支援、女性の特性をいかしたボランティア活動など幅広い活動を推進しています。各種団体と連携を図り、文化活動の支援や地域福祉活動の推進に努めます。

### ⑤生涯学習の推進

本町では、町内在住の 60 歳以上の高齢者を対象に社会参加を促し、生きがいのある充実した生活を支援するため、社会教育課で「ことぶき大学」を開設しています。

また、一般住民の生涯学習を推進し多くの参加者を募るために、町の広報紙及びチラシ等を利用して「ことぶき大学」や「パソコン講座」の開催内容、各文化サークル等の紹介など情報の提供を行っています。

今後とも、住民の学習ニーズを把握し、学習のテーマ（内容）や開設形態等について検討・協議を行いながら、より多くの参加が得られるように努めます。

### ⑥就労の促進

高齢者の経験豊かな知識や技術を社会へ還元し、さらに生きがいの充実、社会参加の促進を図る観点から、高齢者の就労は重要となります。

高齢者が働くことを通じていきいきと生活できるよう、高齢者の就労を促進し、高齢者の能力をいかした活力ある地域づくりに努めます。



## 第 5 章 地域支援事業

---

- 1 介護予防事業
- 2 包括の支援事業
- 3 任意事業

# 1 介護予防事業

## (1) 介護予防特定高齢者施策

### ①特定高齢者把握事業

介護予防特定高齢者施策の対象となる特定高齢者を把握するため、基本チェックリストの自己記入や医師による生活機能評価健診等により、生活機能に関する状態の把握等を実施する事業です。

|        | 実績       |          | 見込み      | 数値目標     |          |          |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|        | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 特定高齢者数 | 18 人     | 68 人     | 127 人    | 130 人    | 130 人    | 130 人    |

### ②通所型介護予防事業

#### (ア) 運動機能向上教室（いきいき体操教室）

特定高齢者を対象に町内の介護老人保健施設において、ストレッチング、バランス運動、おもり等を使い、運動機能の向上をめざすとともに、運動習慣の意識づけなどを行います。

|       | 実績       |          | 見込み      | 数値目標     |          |          |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|       | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 回数    | -        | 24 回     | 12 回     | 24 回     | 24 回     | 24 回     |
| 参加実人数 | -        | 5 人      | 3 人      | 10 人     | 10 人     | 10 人     |

#### (イ) 口腔機能向上教室

特定高齢者を対象に、県歯科衛生士会により、健口体操、歯みがきの仕方、義歯の手入れの仕方、誤嚥の対処法などを指導し、「一生おいしく、楽しく、安全な食生活を営むこと」ができるよう支援します。

|       | 実績       |          | 見込み      | 数値目標     |          |          |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|       | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 回数    | -        | -        | 18 回     | 24 回     | 24 回     | 24 回     |
| 参加実人数 | -        | -        | 17 人     | 30 人     | 30 人     | 30 人     |

### ③訪問型介護予防事業

#### (ア) 生活管理指導員派遣事業

社会適応が困難な高齢者に対して、生活管理指導員の訪問により調理や洗濯、掃除等の日常生活の支援を行い、要支援及び要介護状態への進行を予防する事業です。

|       | 実績       |          | 見込み      | 数値目標     |          |          |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|       | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 利用実人数 | -        | -        | -        | 20 人     | 20 人     | 20 人     |

### (2) 介護予防一般高齢者施策

#### ①介護予防普及啓発事業

##### (ア) 運動機能向上教室（ＴＡＯ気づきの体操教室）

生活機能の低下が見受けられる高齢者を対象に、やさしい、ゆっくりとした動きのなかで体の使い方の癖を見つけることで、より使いやすい楽に動ける体づくりをめざすとともに、つまずき、転倒予防、腰痛、膝痛等の軽減を図ります。

|       | 実績       |          | 見込み      | 数値目標     |          |          |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|       | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 回数    | -        | -        | 36 回     | 36 回     | 72 回     | 72 回     |
| 参加実人数 | -        | -        | 22 人     | 24 人     | 48 人     | 48 人     |

##### (イ) 太極拳教室

65 歳以上の高齢者を対象に太極拳教室を開催し、高齢者の体力づくりをめざします。太極拳は、ゆっくり足を運んで片足で体重を支えることで平衡感覚が養われ、足腰が強くなります。また、普段あまり使わない筋肉や関節も動かすので、転倒防止、肩こりや腰痛の緩和、解消といった効果も得られます。

|       | 実績       |          | 見込み      | 数値目標     |          |          |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|       | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 回数    | -        | -        | -        | 48 回     | 48 回     | 48 回     |
| 参加実人数 | -        | -        | -        | 30 人     | 50 人     | 50 人     |



### (ウ) 運動教室（はつらつ体操教室）

65 歳以上の高齢者を対象に、元気なうちから介護予防に取り組めるよう健康運動実践指導者により、ストレッチやバランス運動など運動器の機能向上をめざすとともに、自宅でも行えるような体操を習得できるよう支援します。

|       | 実績       |          | 見込み      | 数値目標     |          |          |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|       | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 回数    | -        | -        | -        | 48 回     | 48 回     | 48 回     |
| 参加実人数 | -        | -        | -        | 30 人     | 50 人     | 50 人     |

### (エ) 栄養講習会

生活習慣病や寝たきりを予防し、楽しい食生活を送ることで介護を必要とせず自立した健やかな高齢期を過ごすことができるよう、各地区公民館等において、高齢者のためのバランスのとれた食事の試食、講話及び血圧測定、健康相談や健康体操を実施します。

|       | 実績       |          | 見込み      | 数値目標     |          |          |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|       | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 回数    | 12 回     | 16 回     | 12 回     | 12 回     | 12 回     | 12 回     |
| 参加実人数 | 265 人    | 366 人    | 270 人    | 300 人    | 300 人    | 300 人    |

## ②地域介護予防活動支援事業

### (ア) 福祉部事業助成

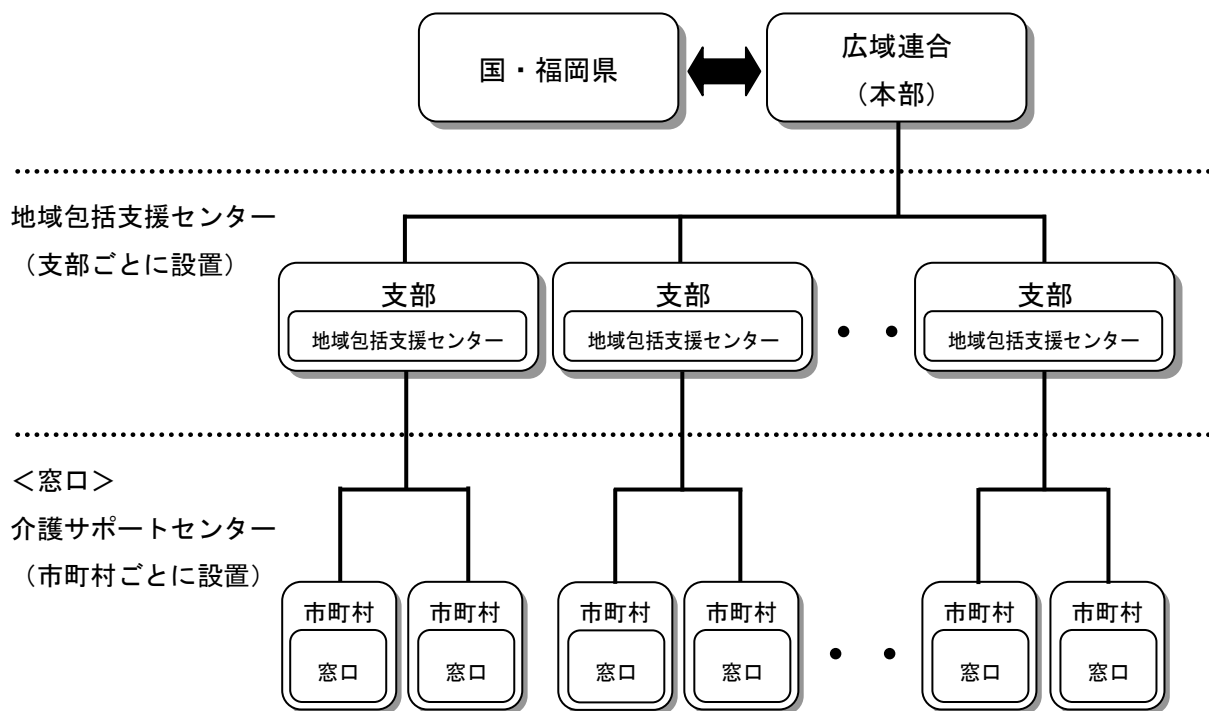
行政区単位で設置されている福祉部に対し、行政区で行われる介護予防を含む地域福祉活動に対して支援を行い、活動の推進を図る事業です。



## 2 包括的支援事業

本町における地域包括支援センターについては、本町は福岡県介護保険広域連合に属しているため、各支部ごとに設置されています。

＜地域包括支援センターの設置形態＞



地域包括支援センターについては、各支部に1箇所設置されており、桂川町は嘉穂支部地域包括支援センターの管轄となります。

また、町の窓口として保険環境課に介護サポートセンターを設置し、嘉穂支部地域包括支援センターと密に連絡調整を行い、介護保険事業等に係る相談や受け付けを行っています。

### 嘉穂支部地域包括支援センター

- |          |                                                     |
|----------|-----------------------------------------------------|
| (1) 設置時期 | 平成 18 年 4 月 1 日                                     |
| (2) 設置者  | 福岡県介護保険広域連合長                                        |
| (3) 設置場所 | 福岡県嘉穂郡桂川町土居 360                                     |
| (4) 人員体制 | 保健師：1名（管理者）<br>社会福祉士：1名<br>主任ケアマネジャー：1名<br>プランナー：1名 |

## （１）介護予防ケアマネジメント業務

地域包括支援センターでは、自立保持のための身体的・精神的・社会機能の維持向上を目標として、特定高齢者に対し、１）一次アセスメント、２）介護予防ケアプランの作成、３）サービス提供後の再アセスメント、４）事業評価といったプロセスにより業務を実施します。

## （２）総合相談支援業務・権利擁護業務

地域包括支援センターでは、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域におけるネットワークの構築をはじめ、高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握、サービスに関する情報提供などの初期相談対応や、継続的・専門的な相談支援などを実施します。

実態把握や総合相談の過程で、特に権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には、成年後見制度の活用や老人福祉施設等への措置、虐待及び困難事例への対応、消費者被害の防止などに取り組みます。

## （３）包括的・継続的ケアマネジメント業務

地域包括支援センターでは、主治医、ケアマネジャー等との多職種協働や、地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行います。地域のケアマネジャー等に対するケアプラン作成技術の指導、日常的個別指導・相談、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例への指導助言、医療機関を含むさまざまな社会資源との連携・協力体制の整備など包括的・継続的なケア体制の構築等に取り組みます。



### 3 任意事業

#### (1) 家族介護支援事業

##### (ア) 介護用品給付事業（紙おむつ給付事業）

在宅の要介護高齢者でおむつ等が必要な人に対して、紙おむつ等を支給し、経済的負担の軽減を図る事業です。

|       | 実績       |          | 見込み      | 数値目標     |          |          |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|       | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 利用実人数 | 36 人     | 28 人     | 23 人     | 20 人     | 20 人     | 20 人     |

##### (イ) 在宅寝たきり老人等介護手当支給事業

在宅において寝たきり高齢者及び認知症高齢者を 6 か月以上常時介護している人に対して、精神的、身体的、経済的な負担の軽減を図る目的で月額 10,000 円を支給します。

|      | 実績       |          | 見込み      | 数値目標     |          |          |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|      | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 対象者数 | 16 人     | 17 人     | 15 人     | 17 人     | 17 人     | 17 人     |

#### (2) その他事業

##### (ア) 成年後見制度等利用支援事業

市町村申立に係る低所得の高齢者に対する成年後見制度の申立に要する経費や、成年後見人等の報酬の助成を行う事業です。

|    | 実績       |          | 見込み      | 数値目標     |          |          |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|    | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 件数 | 0 件      | 0 件      | 0 件      | 1 件      | 1 件      | 1 件      |

##### (イ) 「食」の自立支援事業（配食サービス事業）

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯で、食事づくりが困難な人に対して、栄養のバランスの取れた食事を定期的に提供するとともに、対象者の健康状態や安否確認を目的として実施しています。

|       | 実績       |          | 見込み      | 数値目標     |          |          |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|       | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 総配食数  | 25,445 食 | 19,747 食 | 17,800 食 | 18,000 食 | 18,000 食 | 18,000 食 |
| 利用実人数 | 120 人    | 103 人    | 87 人     | 90 人     | 90 人     | 90 人     |



## 第 6 章 計画の推進体制

---

- 1 推進体制の整備
- 2 高齢者福祉サービス等の質の向上
- 3 計画推進に向けた役割分担
- 4 計画の進行管理と評価
- 5 計画の周知

## 1 推進体制の整備

### (1) 庁内関係部局の連携

町が取り組む各種事業の展開にあたっては、高齢者福祉の視点を持つことが必要です。

このため、町の関係部局が幅広く連携し、高齢者の視点に立ったまちづくりを推進します。健康福祉課が中心となり、高齢者の自立支援や各種事業の展開を計画的・総合的に進めます。

さらに、計画の円滑な推進に向けて、各関係部局の連携を密にし、目標の実現に努めるものとします。

### (2) 地域包括支援センターを中心としたネットワークの整備

高齢者の尊厳を守り、地域で支えるシステムを構築していくためには、地域の総合的な保健医療サービス及び福祉サービスの提供を総合的にバックアップし、包括的・継続的ケアマネジメントシステムを構築する機関としての地域包括支援センターの持つ役割が非常に重要なものとなります。

今後、関係機関や団体との連携を密にし、地域包括支援センターの運営を担う人材の育成と確保に努め、機能充実を図っていきます。

### (3) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく社会福祉活動を目的とし、地域における福祉の担い手としての町民の社会福祉活動への参加を支援するとともに、各種の相談業務、福祉サービスの提供を行っています。今後は、さらに地域に根ざした組織としての確立を支援していきます。

また、行政とのつながりも深く、地域と行政のパイプ役としての役割もさらに強化できるよう、さらなる連携を図ります。

## 2 高齢者福祉サービス等の質の向上

### (1) 適切なサービス提供体制の確保

高齢者福祉サービスを円滑に実施していくためには、サービスの提供体制を充実させるとともに、利用者の立場に立ったきめ細やかで効果的・総合的なサービス利用計画を作成し、利用者とサービス提供事業者を結ぶ中心的な役割を果たす居宅介護支援事業者の質の向上を図ることが必要です。

このため、地域包括支援センターが実施するケアマネジャー（介護支援専門員）研修会等を通じて、居宅介護支援事業者やサービス提供事業者への情報の提供を行うとともに、不必要な給付の防止、良質かつ効率的なサービス利用が行われるよう指導・助言体制を強化し、定期的な実施状況の点検などに努めます。

### (2) 介護支援専門員の資質向上

ケアマネジャー（介護支援専門員）の資質向上により、居宅サービス等の質の向上を図るために、町内のサービス事業所に勤務する介護支援専門員が業務を行ううえに必要な情報の伝達・研修などを実施します。

### (3) 介護予防への取り組みの強化

高齢者が要介護（支援）状態になることや、その悪化を防ぐため、介護予防の取り組みをより推進し、各関係機関等と連携を図りながら生活習慣病の予防や介護予防に関するサービスが一貫性をもって提供されるよう努めます。

また、元気なうちから介護予防に取り組む人を増やすため、介護予防に関する普及啓発を進め、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう努めます。

### (4) 相談・苦情処理の体制づくり

利用者がより円滑に、より充実したサービスを利用することができるよう、サービスの内容等あらゆる相談に対応できる体制が必要となります。このため、町民が気軽に相談できる環境づくり、身近な相談窓口づくりに努めます。

また、相談窓口だけでなく、町内の関係団体・サービス事業者・福祉従事者・民生児童委員など、地域の多くの人々からの意見収集に努めます。



### 3 計画推進に向けた役割分担

本計画は、本町の行政計画であるとともに、行政、町民、事業者、関係機関などがお互いに協力しながら、高齢者が安心して生活できる地域づくりの指針となるものです。

行政が中心となって計画を進めていきますが、町民、事業者、関係機関などが自助・共助の視点から、適切な役割分担と緊密な連携により、計画を推進していくことが必要です。

#### （１）町の役割

町は、本計画の推進主体として、計画内容に基づき、高齢者福祉施策の総合的な推進を図るとともに、サービス基盤の整備や人材育成、情報提供、相談支援体制の充実を進め、計画の進行管理の責任主体となります。あわせて、町民などの主体的な活動に対する支援に取り組みます。

#### （２）町民の役割

高齢期になっても、できる限り心身ともに健康に生活するためには、健康づくりや介護予防に配慮した生活に努めるなど、町民一人ひとりの取り組みが必要です。また、地域活動・ボランティア活動などに主体的に参加し、活力ある地域社会の担い手としての活動が期待されます。

#### （３）事業者・関係機関などの役割

サービス事業者、保健・医療・福祉の関係機関等は、それぞれが担う役割を認識し、高齢者のニーズに応じた、適正で質の高いサービスを提供することが求められます。また、行政や地域、関係機関との連携を一層深め、サービス利用者の視点に立った効果的な事業を展開することが期待されます。

#### （４）地域組織等の役割

自治会などの地域組織、民生児童委員、社会福祉協議会・NPO法人等は、地域の連帯意識の醸成や、支援が必要な高齢者の発見・見守り、身近な相談窓口としての役割、町民の活動の場づくりなど、地域活動の主体として福祉活動の先頭として活動していくことが期待されます。

## 4 計画の進行管理と評価

本計画の進行状況を把握・管理するために、高齢者福祉等の各事業においては必要に応じて実行状況を整理し、計画の進行状況の点検や評価を行います。

また、次年度以降の計画推進及び施策内容の改善につなげるために、課題の抽出等に努め、効果的かつ継続的な計画の推進を図ります。

## 5 計画の周知

本計画の内容や町の高齢者福祉事業などについて、対象となる高齢者をはじめとして、広く町民に周知していくため、広報紙やホームページなど、さまざまな媒体を活用して、広報・PR活動に取り組みます。

また、地域の組織や各種団体等とも連携し、高齢者が施策や事業内容を十分に理解し、サービスを適正に利用できるよう、きめ細かな情報提供に努めます。





## 資料編

---

- 桂川町高齢者福祉計画策定委員会設置要綱
- 桂川町高齢者福祉計画策定委員会委員名簿
- 計画策定の経緯
- 用語解説

## 桂川町高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

告 示 第 75 号  
平成 20 年 7 月 1 日  
桂 川 町 要 綱 第 8 号

### (設置)

第 1 条 桂川町高齢者福祉計画（以下「福祉計画」という。）の見直しの策定に当たり、各専門分野の立場から総合的な意見を聴き、福祉計画の見直しの参考とするため、桂川町高齢者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査・検討を行い、意見の集約をする。

- (1) 高齢者福祉計画の見直しに関する事項
- (2) その他、必要と認められる事項

### (組織)

第 3 条 委員会の委員は、別表に定めるとおりとし、委員は町長が委嘱する。

### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条の任務が完了するまでとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (役員)

第 5 条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名

### (会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じ、会長が召集する。会長は会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (関係者の出席)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

### (庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

### (委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

### 附則

#### (施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 21 年 3 月 31 日をもって、その効力を失う。

別表（第 3 条関係）

桂川町高齢者福祉計画策定委員会委員名簿

|    | 選出団体等名         | 団体役職名  | 氏 名     |
|----|----------------|--------|---------|
| 1  | 桂川町議会          | 文教厚生委員 | 正中 広人   |
| 2  | 飯塚医師会          | 理事     | 青柳 明彦   |
| 3  | 飯塚歯科医師会        | 副会長    | 大塚 倉太   |
| 4  | 桂川町社会福祉協議会     | 会長     | 神崎 はな子  |
| 5  | 桂川町民生児童委員協議会   | 会長     | ◎佐藤 忠行  |
| 6  | 桂川町身体障害者福祉協会   | 会長     | 行実 司    |
| 7  | 桂川町区長会         | 会長     | 穂坂 敬    |
| 8  | 桂川町老人クラブ連合会    | 会長     | 神崎 末吉   |
| 9  | 桂川町婦人会         | 会長     | ○安河内 浩子 |
| 10 | 桂川町食生活改善推進会    | 顧問     | 大野 節子   |
| 11 | 桂川町商工会         | 副会長    | 青柳 紘    |
| 12 | 福岡県嘉穂保健福祉環境事務所 | 保健福祉課長 | 柳井 裕一   |
| 13 | 介護保険広域連合嘉穂支部   | 事務長    | 秋本 俊則   |
| 14 | 保険環境課 医療介護保険係  | 主任主査   | 山路 敦子   |
| 15 | 健康福祉課          | 保健師    | 松尾 小百合  |

◎：会長 ○：副会長

## 計画策定の経緯

| 日程                | 内容                                                                                                                                           |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 20 年 10 月 21 日 | <p>第 1 回桂川町高齢者福祉計画策定委員会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実態調査票案の検討</li> <li>・全体スケジュールの確認</li> </ul>                             |
| 平成 20 年 11 月      | <p>高齢者福祉計画策定に係る高齢者実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①一般高齢者 500 人</li> <li>②在宅要介護（支援）認定者 200 人</li> </ul>                       |
| 平成 21 年 2 月 13 日  | <p>第 2 回桂川町高齢者福祉計画策定委員会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・桂川町の高齢者等を取り巻く現状</li> <li>・実態調査結果の報告</li> <li>・サービスの枠組みの検討 等</li> </ul> |
| 平成 21 年 3 月 11 日  | <p>第 3 回桂川町高齢者福祉計画策定委員会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画素案修正箇所の説明</li> <li>・計画の推進体制について</li> <li>・計画の基本理念について</li> </ul>     |



## 用語解説

|        |                      |                                                                                                                                    |
|--------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あ<br>行 | アセスメント               | 問題解決のための援助活動に先立って行われる総合評価、または初期・事前評価を指す。介護保険制度では、ケアマネジメントの過程の一つとして、介護サービス計画の作成に先立つ課題分析として位置づけられる。                                  |
| か<br>行 | 介護給付                 | 要介護認定を受けた被保険者（要介護１～５）に対する保険給付。                                                                                                     |
|        | 介護サービス               | 高齢者や障がいのある人等の移動、食事、排せつ、入浴等の日常生活の援助を実際に提供するもの。                                                                                      |
|        | ケアプラン                | ケアマネジメントの過程において、アセスメント（課題分析）により利用者のニーズを把握し、必要なサービスを検討して作成する介護サービス計画のこと。                                                            |
|        | ケアマネジメント<br>（居宅介護支援） | 社会福祉援助技術の一形態。サービス利用者に対し、アセスメント（課題分析）によりニーズを明確化して、適切なサービス提供をめざし、さまざまな地域に存在する社会資源を活用したサービス計画を作成し、その実施から継続的な見守り、必要に応じて見直しを行う一連の過程をいう。 |
|        | ケアマネジャー<br>（介護支援専門員） | 要介護者等からの相談に応じて、適切な介護保険サービスを受けられるよう事業者等との連絡調整を行い、ケアプラン（介護サービス計画）を作成する専門的な知識・技術を有する人。                                                |
|        | コーホート変化率法            | 各コーホート（同じ年、または同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。                                                       |
|        | 高齢社会                 | 総人口の中で、65 歳以上の高齢者の占める割合が 14%を超えた社会のこと。21%を超えると超高齢社会といわれる。                                                                          |
| さ<br>行 | 在宅介護支援センター           | 老人福祉施設の一つで、老人福祉法上は「老人介護支援センター」と規定されている。在宅の寝たきり高齢者等の介護を行っている家族が、身近な地域で専門家に相談し、必要なサービスが総合的に受けられるよう調整が行われ、原則として 24 時間体制をとる施設のこと。      |
|        | 歯科衛生士                | 国家試験に合格した専門職で、歯科医師の指示のもと、薬物塗布、診療補助、歯科保健指導を行う知識と技術を有する人。                                                                            |
|        | 社会福祉士                | 1987 年に制定された社会福祉士及び介護福祉士法によって創設された福祉専門職。専門知識と技術を用いて、身体的・精神的障がいまたは環境上の理由で日常生活を営むことに支障がある人に対し、福祉に関する相談、助言、指導その他の援助を行う。               |



|        |                          |                                                                                                                                                                  |
|--------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| さ<br>行 | 主任ケアマネジャー<br>(主任介護支援専門員) | 第3期介護保険事業より新たに創設された資格。地域包括支援センター業務の一つである包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を担う人材として、一定以上の経験年数と所定の研修修了者に対し資格を付与することとされている。地域のケアマネジャーに対して、支援困難事例への支援や技術向上に向けた指導、日常業務の相談などに従事する専門職。 |
|        | 生活習慣病                    | 不適切な食生活をはじめ、運動不足、過度の飲酒、喫煙、ストレス等の生活習慣の歪みが主な原因となって発症する病気のこと。がん、心臓病、脳卒中、高血圧疾患、糖尿病等が主である。                                                                            |
|        | 成年後見制度                   | 財産管理や契約、遺産分割等の法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法等の被害にあったりするおそれのある、病気や障がいのため判断能力が著しく低下した人を保護・支援する制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、その法律行為の同意や代行などを行う。                         |
| た<br>行 | 地域支援事業                   | 第3期介護保険事業より新たに創設されるサービスで、65歳以上の高齢者を対象に、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するために、従来の高齢者保健福祉事業を再編し、介護保険のなかに組み込むことで、より連続的に一体的な介護予防を行うことを目的として実施される。                             |
|        | 地域福祉                     | 地域社会を基盤にして、住民参加や社会福祉サービスの充実に基づく福祉コミュニティを構築し、地域住民一人ひとりの生活の質の向上を実現していこうとする社会福祉の分野・方法。地域住民の生活上の問題に対して、住民相互の連携によって解決を図ろうとする点が特徴。                                     |
|        | 地域密着型サービス                | 第3期介護保険事業より新たに創設されたサービスで、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活できるようにする観点から、日常生活圏域ごとに提供される。                                                                              |
|        | 超高齢社会                    | 65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会。                                                                                                                                   |
|        | 通所介護                     | デイサービスセンター等に日帰りで通い、食事・入浴の提供や機能訓練を受ける介護。                                                                                                                          |
|        | 特定高齢者                    | 要介護（支援）認定は受けていないものの、心身の機能が低下しており、生活上の介助や生活指導など介護予防上の支援が必要だと認められる虚弱高齢者のこと。                                                                                        |

|        |           |                                                                                                                 |
|--------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| な<br>行 | 認知症       | 脳や身体の疾患を原因として、記憶・認識・判断・学習などの知的機能が低下し、自立した生活に支障が生じる状態のこと。「痴呆」に替わる言葉。                                             |
| は<br>行 | バリアフリー    | 「障壁（バリア）がないこと」を指す。障がいのある人、高齢者などの行動を阻害するような都市、環境、建築等の物理的なバリア、さらに人間の心理的なバリア、そして社会的制度におけるバリアなど、すべての障壁を取り除こうという考え方。 |
|        | 訪問介護      | 訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問して、身体介護や家事などの身の回りの生活支援を行う介護サービス。                                                            |
|        | ホームヘルパー   | 介護保険制度において訪問介護を担う専門職で、ホームヘルパー養成研修の1～2級以上の資格を有し、採用時及び年1回以上の研修を行うこととされている。                                        |
| ま<br>行 | 見守りネットワーク | 閉じこもりがちな高齢者やひとり暮らし高齢者等に対して、地域のボランティアや関係協力機関が「声かけ」や「見守り」などの安否確認を行い、必要な場合には関係機関等への連絡・相談を行う、地域全体による高齢者の支援体制。       |
| や<br>行 | 要介護者      | ①要介護状態にある65歳以上の人。<br>②要介護状態にある40歳以上65歳未満の人で、その原因である身体上や精神上的の障がいがある特定疾病によって生じた人。                                 |
|        | 要介護状態     | 身体上または精神上的の障がいがあるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、6か月にわたり継続して常時介護を要すると認められた状態で、要介護状態区分のいずれかに該当する人をいう。  |
|        | 要支援者      | ①要介護状態となるおそれがある状態にある65歳以上の人。<br>②要介護状態となるおそれがある状態にある40歳以上65歳未満の人で、その原因である身体上や精神上的の障がいがある特定疾病によって生じた人。           |
|        | 予防給付      | 介護保険制度において、要支援認定を受けた被保険者（要支援者）に対する保険給付。                                                                         |
| ら<br>行 | 理学療法士     | 理学療法士及び作業療法士法による国家資格を持ち、身体機能の回復を電気刺激、マッサージ、温熱その他理学的な手段で行う専門技術者。                                                 |

## 桂川町第4期高齢者福祉計画

---

発行年月◎平成21年3月

発行◎福岡県 桂川町

編集◎桂川町 健康福祉課

〒820-0693 福岡県嘉穂郡桂川町大字土居 361 番地

電話：0948-65-0001 FAX：0948-65-0078



桂川町